

森町男女共同参画計画

誰もが幸せを感じながら
住み続けられるまち 森町

— 男性中心型慣行の変革と女性の活躍 —



2017年(平成29年)3月

森 町



はじめに



第9次森町総合計画の将来像である住む人も訪れる人も「心^{やわ}らぐ森町」実現のためには、全ての人々が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、男または女という性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会が必要であると考えます。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、その後、国や県では「男女共同参画基本計画」を策定し、様々な組織や団体において、それぞれ取り組みがなされています。

こうした中、森町でも、総合計画や個別の各種計画の中で取り組んできており、さらなる男女共同参画社会の実現のために、計画を個別に策定することが必要になってきました。

本計画は、第9次森町総合計画の考え方や町の特色を踏まえ、森町における男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や目標を明らかにしたものです。

よりよい男女共同参画社会を目指すために、行政はもとより、事業者をはじめ、関係団体の皆さま、町民お一人おひとりが協力・連携し、本計画に沿って取り組んでいただくことが大切です。

最後になりましたが、この計画策定のために貴重な御意見や御提言をいただきました、男女共同参画計画策定委員の方々をはじめ、町民アンケート等を通じて御協力いただきました各位に心からお礼申し上げます。

平成29年3月

森町長 太田康雄

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2

第2章 森町の概況

- 1 人口 3
- 2 就労 7
- 3 森町の特長（県内他町との比較） 10

第3章 計画が目指すもの

- 1 将来像 18
- 2 基本理念 18
- 3 基本目標 18
- 4 基本的施策 18
- 5 計画の体系図 19

第4章 計画の内容

- 1 教育の場において 21
- 2 職業の場において 28
- 3 家庭の場において 35
- 4 地域の場において 43

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 48
- 2 計画の進行管理 48

参考資料

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

国は男女共同参画社会の実現に向け、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」、2005年（平成17年）に「第2次男女共同参画基本計画」、2010年（平成22年）には「第3次男女共同参画基本計画」、2015年（平成27年）には「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」や「男女共同参画社会基本法」の制定、「女子差別撤廃条約」の批准など国際社会における取り組みとも連動しながら、様々な取り組みを進めています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」など新たな取り組みも行われています。

静岡県は、2001年（平成13年）7月に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、2003年（平成15年）1月に「静岡県男女共同参画基本計画（計画期間：平成15～22年度）」、2011年（平成23年）2月に「第2次静岡県男女共同参画基本計画（計画期間：平成23～32年度）」の策定を行い、様々な取り組みを展開しています。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度等が整備され、性別による固定的な役割分担意識については解消傾向にあるものの、あらゆる場面において能力を発揮する機会が平等に確保されているかについては、実感できるまでに至っていないのが現状です。

今後は一層の意識改革を図り、女性の政策・方針決定過程への参画や共に能力を発揮できる就業環境の整備、男女間の様々な暴力への対策など、多くの課題が残されています。

さらに、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、急速な経済のグローバル化が進む中で、活力の維持向上を図っていくためには、労働力の確保という量的な観点ばかりでなく、質的な観点から女性個々の能力の活用など女性のもつ力が不可欠であり、男女共同参画社会の一刻も早い実現が求められています。

このような視点を基に、森町では、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「森町男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項及び静岡県男女共同参画推進条例に基づき、当町における男女共同参画社会を実現するための基本目標や施策を定めています。

また、2015年（平成27年）9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づき、基本目標(2)の「職業の場において」を「森町女性活躍推進計画」として位置付けています。

森町では、第9次森町総合計画において町の将来像『住む人も訪れる人も「心^{やわ}らぐ森町』の推進にあたり、6つの柱「保健・医療・福祉」「教育・文化」「活力・情報発信」「産業振興」「安心・安全」「自然環境」を掲げています。これらの6つの柱を踏まえ、男女共同参画計画としての将来像を『誰もが幸せを感じながら住み続けられるまち 森町 -男性中心型慣行の変革と女性の活躍-』としました。森町に集い、住まうすべての人が「男女共同参画の視点」をもってまちづくりを進められるよう、本計画でさらに具体化し、町の個別計画との整合性を図りながら実施していきます。

3 計画の期間

「第9次森町総合計画」の基本構想の期間と整合させるために、2016年度（平成28年度）から2025年度（平成37年度）までの10年間を期間とします。

なお、本計画は固定的なものではなく、社会の諸情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、常に見直しを図っていきます。

第2章 森町の概況

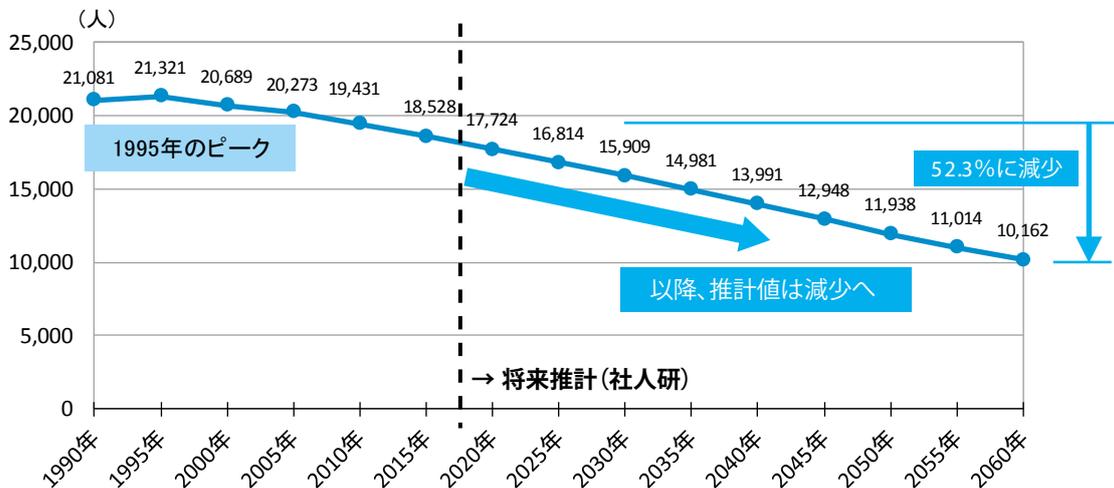
1 人口

総人口

○森町の人口は国勢調査で見ると、1995年の21,321人をピークに減少に転じています。

○日本全体では、2008年をピークに減少に転じる中、国立社会保障人口問題研究所（以下「社人研」）の推計によると、森町の人口は、2020年以降も減少傾向が続き、2060年では約10,000人となり、ピーク時の人口から約半数にまで減少するものと見込まれます。

図表1 人口の推移

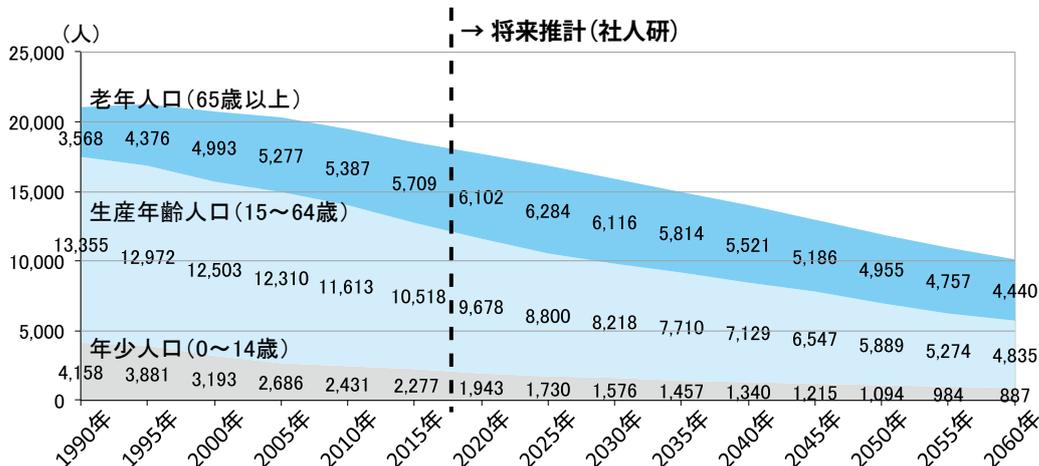


資料：2015(H27)年まで国勢調査 2020(H32)年以降は社人研推計値

年齢別人口

○人口構成を年齢3区分別にみると、将来的には年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の更なる減少により、2060年には生産年齢人口と老年人口(65歳以上)の比率がほぼ同等となっていきます。(2015年では生産年齢人口1.8人で1人の老年人口を支えていたのに対し、2060年には1.1人で1人を支える見込みとなっています。)

図表2 年齢3区分人口の推移



資料：2015(H27)年まで国勢調査 2020(H32)年以降は社人研推計値

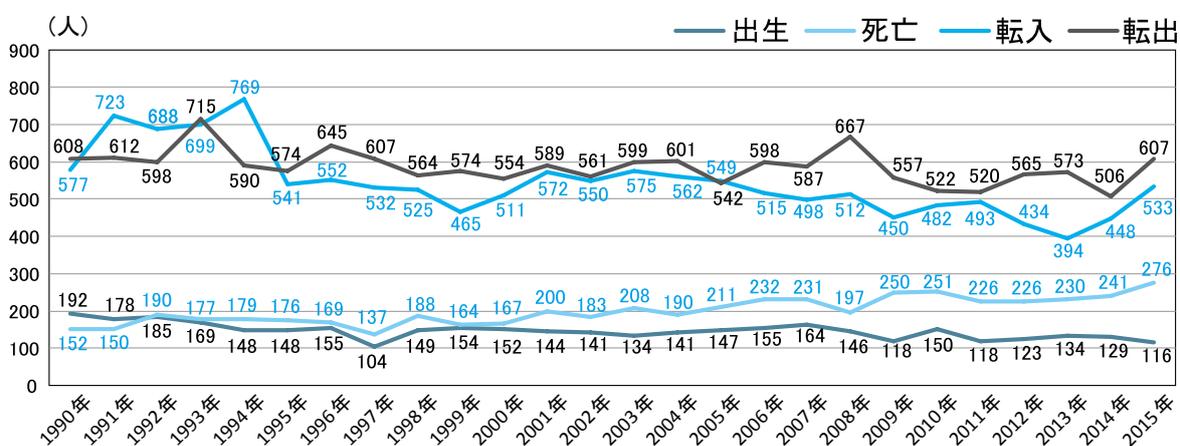
人口動態

○出生、死亡数による自然動態をみると、2015年で死亡数が出生数を上回っており、1992年からは、出生数が死亡数を下回る「自然減」が続いています。

○転入、転出数による社会動態でも、転出数が転入数を上回る「社会減」が続いています。

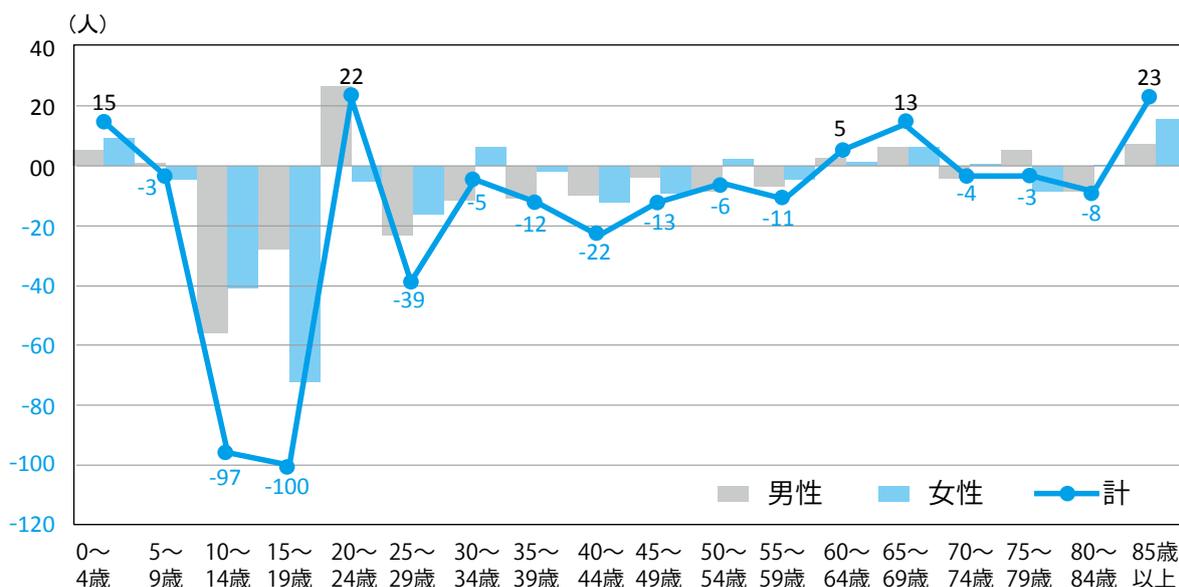
○性別年齢5歳階級別に社会増減の動向(推計値)をみると、就職期とみられる20代男性の転入がある他は、おおよそ生産年齢全体に転出傾向が見られます。

図表3 出生数・死亡数・転入数・転出数の推移



資料：住民生活課

図表4 性別年齢別社会増減の状況(2010年-2015年)



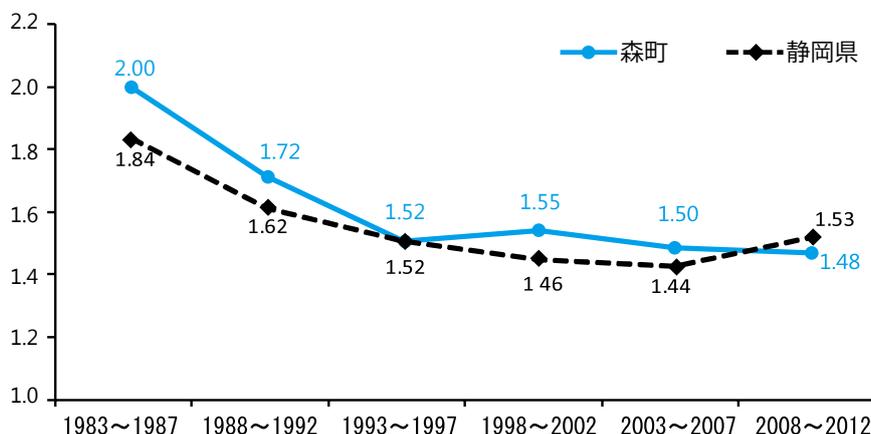
資料：社人研推計値

出生率

○森町の合計特殊出生率(ベイズ推定値)(※)の状況及び静岡県との比較をみると、森町の出生率は1998—2002年で1.52から1.55へ若干の増加がありました。以降再び減少に転じており、2008—2012年では、静岡県を下回っています。

○静岡県内市町の状況をみると、最も合計特殊出生率が高いのは裾野市及び長泉町(1.82)、次いで袋井市(1.76)となっています。森町(1.48)は35市町中27番目で、森町の値に近い上下5市町を整理すると、近隣市町(牧之原市、島田市)も入っています。

図表5 合計特殊出生率の推移



図表6 静岡県内市町の合計特殊出生率の状況

【出生率上位3市町】

裾野市	1.82
長泉町	1.82
袋井市	1.76

【森町の上下5市町の状況】

牧之原市	1.52
島田市	1.51
小山町	1.5
伊東市	1.49
函南町	1.49
森町	1.48
三島市	1.47
沼津市	1.46
藤枝市	1.44
静岡市	1.4
東伊豆町	1.38

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

※合計特殊出生率：その年次の15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。ベイズ推定値は、小地域間の比較や経年的な動向をみる場合、特に出生数（標本数）が少ない場合には、数値が大幅に上下することから、当該市区町村を含むより広い地域の出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する。

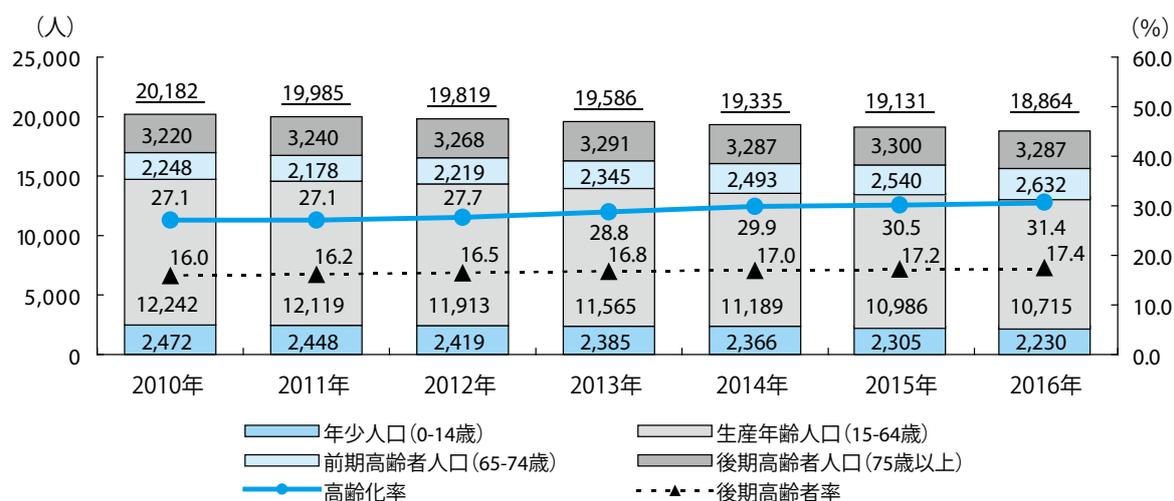
高齢化率

○総人口は2010年の20,182人に対して、2016年では18,864人と6.5%の減少となっており、高齢者人口は2010年の5,468人に対して、2016年では5,919人と8.2%の増加となっています。

○前期高齢者人口、後期高齢者人口は、2010年に対して2016年では、それぞれ17.1%、2.1%の増加となっています。

○高齢化率は、2010年の27.1%に対して2015年では30.5%と3.4ポイントの増加となっています。2015年の全国平均の高齢化率26.7%と比較すると、森町の高齢化率は高いことがわかります。

図表7 人口の推移(※)



※図表7: 人口の推移は住民基本台帳を基礎データにしているため、人口が他のグラフと異なる。

資料: 住民基本台帳(各年9月末現在)



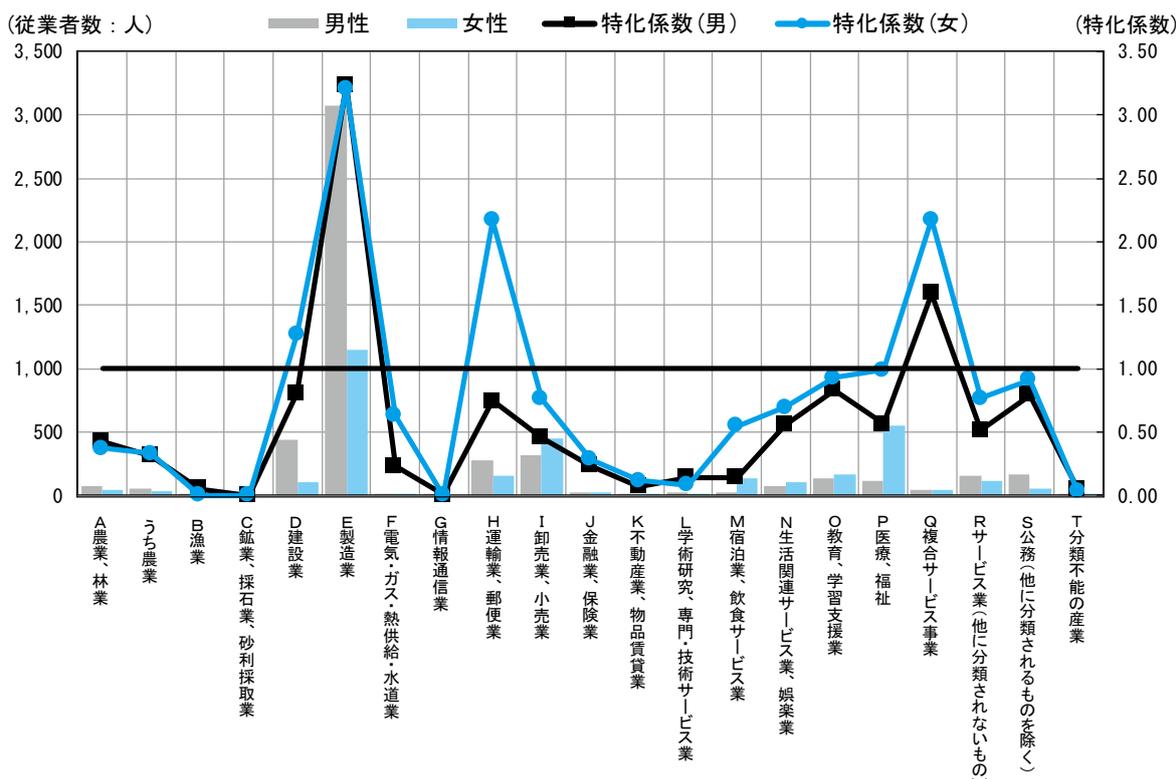
2 就労

○産業分類別従業者数についてみると、男性の製造業、女性の医療福祉関係が多くなっています。産業別の従業者比率を全国と比較した特化係数(※)をみると製造業、運輸業・郵便業、複合サービス業の係数が高くなっています。特化係数の高い業種は、比較的従業者の年齢バランスもとれたものとなっています。

○女性の労働率をみると、子育て期にあたる30歳代前半で低下し、その後上昇する”M字カーブ”を描いています。

○正規・非正規の雇用状況としては、男性と比較して女性の非正規雇用の割合が高いものとなっています。

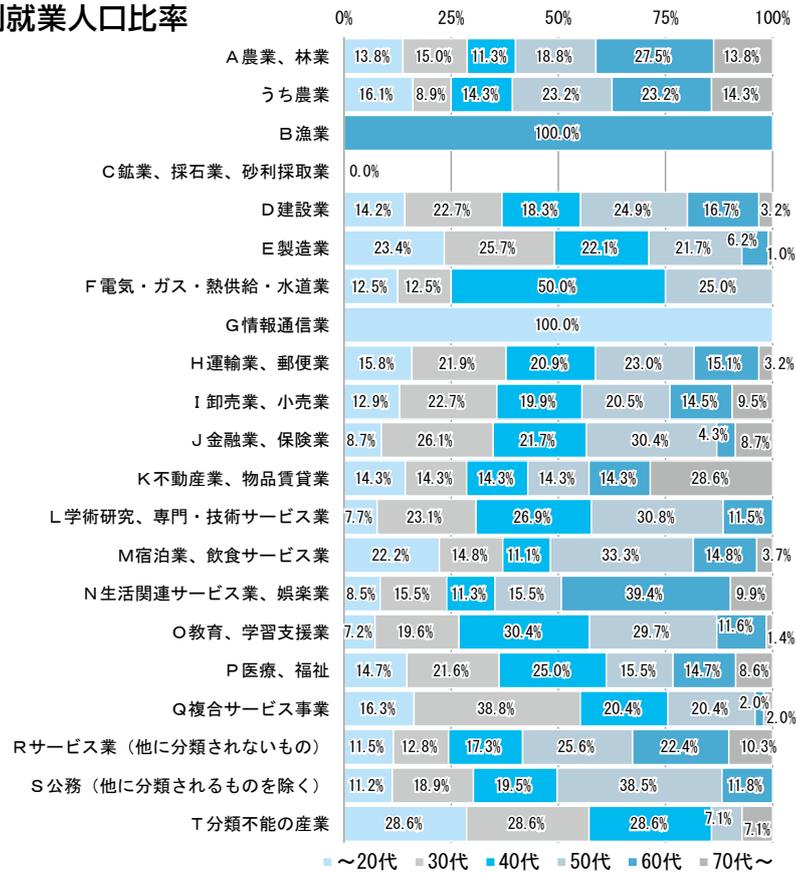
図表8 性別産業分類別従業者数及び特化係数



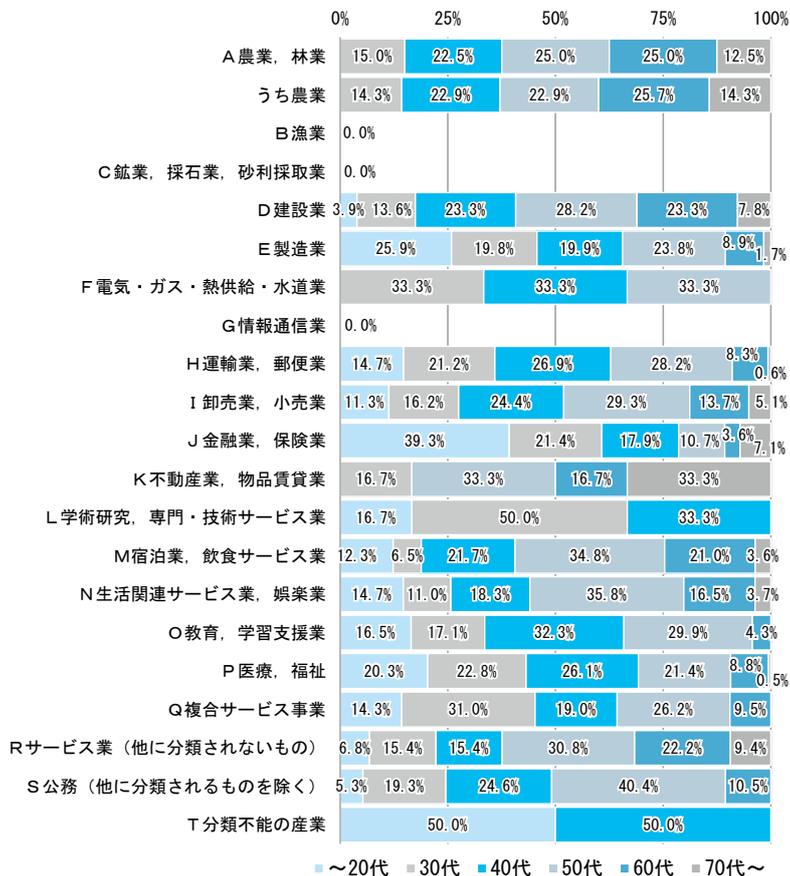
資料：平成22年国勢調査

※特化係数=森町における就業割合/全国就業割合

図表9 年齢別産業別就業人口比率
【男性】

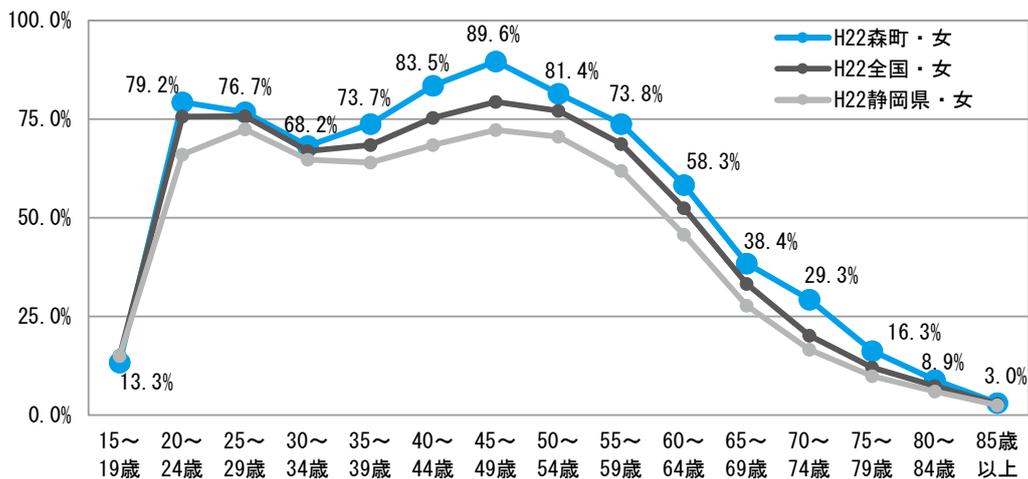


【女性】



資料：平成22年国勢調査

図表10 女性年齢別労働力率

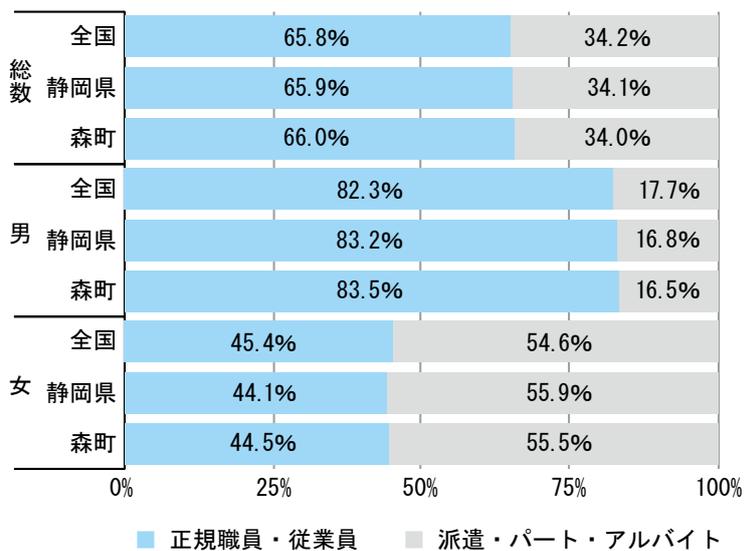


資料：平成22年国勢調査

※労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）」×100

労働力とは、満15歳以上の人口のうち、就業者・休業者・完全失業者の合計を指す。学生・家事従事者・病弱者など、職をもたず、職を求めない者の合計は、非労働力人口と呼ばれる。

図表11 性別正規・非正規雇用の割合



資料：平成22年国勢調査

3 森町の特性（県内他町との比較）

人口

- 「15歳未満人口」と「65歳以上人口」の総人口に対する比率をみると、全国・静岡県平均と比べて、少子高齢化が進行しています。県内町部の中ではおおよそ中位置にあります。
- 「出生数」は、総人口に対する比率で0.65%、全国・静岡県平均と比べて低い水準となっています。県内町部では12町中7番目となっています。
- 「転入者数」、「転出者数」の比率については、いずれも全国・静岡県平均を下回っており、県内町部においても12町中11番目、12番目と低く、人口移動はそれほど多くない状況となっています。

図表12

	人口総数	15歳未満人口			15～64歳人口			65歳以上人口		
		実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位
全国	128,057,352	16,803,444	13.12		81,031,800	63.28		29,245,685	22.84	
静岡県	3,765,007	511,575	13.59		2,339,915	62.15		891,807	23.69	
東伊豆町	14,064	1,402	9.97	10	7,839	55.74	7	4,809	34.19	5
河津町	7,998	961	12.02	7	4,341	54.28	8	2,695	33.70	6
南伊豆町	9,516	999	10.50	9	4,952	52.04	9	3,560	37.41	3
松崎町	7,653	831	10.86	8	3,971	51.89	10	2,841	37.12	4
西伊豆町	9,469	881	9.30	11	4,748	50.14	11	3,839	40.54	2
函南町	38,571	5,113	13.26	5	23,929	62.04	5	9,499	24.63	8
清水町	32,302	5,079	15.72	2	20,445	63.29	3	6,652	20.59	10
長泉町	40,763	6,721	16.49	1	26,216	64.31	1	7,668	18.81	12
小山町	20,629	2,830	13.72	4	13,170	63.84	2	4,616	22.38	9
吉田町	29,815	4,492	15.07	3	18,779	62.99	4	5,993	20.10	11
川根本町	8,074	697	8.63	12	3,969	49.16	12	3,407	42.20	1
森町	19,435	2,431	12.51	6	11,613	59.75	6	5,387	27.72	7

	人口総数	外国人人口			出生数			死亡数		
		実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位
全国	128,057,352	1,648,037	1.29		1,037,164	0.81		1,254,854	0.98	
静岡県	3,765,007	61,610	1.64		30,810	0.82		38,194	1.01	
東伊豆町	14,064	80	0.57	8	58	0.41	9	228	1.62	5
河津町	7,998	24	0.30	12	66	0.83	5	120	1.50	6
南伊豆町	9,516	39	0.41	10	37	0.39	11	165	1.73	4
松崎町	7,653	27	0.35	11	39	0.51	8	149	1.95	2
西伊豆町	9,469	94	0.99	3	37	0.39	10	189	2.00	1
函南町	38,571	217	0.56	9	331	0.86	3	373	0.97	9
清水町	32,302	754	2.33	2	269	0.83	4	272	0.84	10
長泉町	40,763	296	0.73	7	535	1.31	1	297	0.73	12
小山町	20,629	164	0.79	6	152	0.74	6	212	1.03	8
吉田町	29,815	703	2.36	1	282	0.95	2	240	0.80	11
川根本町	8,074	68	0.84	5	29	0.36	12	145	1.80	3
森町	19,435	171	0.88	4	126	0.65	7	243	1.25	7

	人口総数	転入者数			転出者数			昼間人口		
		実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位
全国	128,057,352	5,018,166	3.92		5,018,166	3.92		128,057,352	100.00	
静岡県	3,765,007	126,785	3.37		130,737	3.47		3,759,757	99.86	
東伊豆町	14,064	470	3.34	6	560	3.98	4	13,721	97.56	6
河津町	7,998	219	2.74	7	279	3.49	8	7,256	90.72	11
南伊豆町	9,516	215	2.26	10	325	3.42	9	9,068	95.29	9
松崎町	7,653	188	2.46	9	287	3.75	6	7,241	94.62	10
西伊豆町	9,469	235	2.48	8	286	3.02	10	9,368	98.93	3
函南町	38,571	1,409	3.65	4	1,448	3.75	5	31,032	80.45	12
清水町	32,302	1,563	4.84	3	1,511	4.68	3	31,578	97.76	5
長泉町	40,763	2,413	5.92	1	2,316	5.68	2	38,877	95.37	8
小山町	20,629	1,023	4.96	2	1,205	5.84	1	21,032	101.95	2
吉田町	29,815	1,037	3.48	5	1,109	3.72	7	31,492	105.62	1
川根本町	8,074	116	1.44	12	240	2.97	11	7,725	95.68	7
森町	19,435	433	2.23	11	508	2.61	12	19,026	97.90	4

資料：統計でみる市区町村のすがた2014（総務省統計局）

世帯

○「1世帯あたり人員」は3.17人／世帯で、全国・静岡県平均とも上回り、県内町部でも12町中1番となっています。

○世帯構成では、一般世帯総数に対する比率は、「核家族世帯」が全国・静岡県平均に対してやや下回り、「単独世帯」や「高齢単身世帯」も全国・静岡県平均を下回っており、県内町部でも低い水準にありますが、「高齢夫婦世帯」の比率はやや高い状況が見られます。

図表13

	人口総数	世帯数		1世帯あたり人員		核家族世帯数			単独世帯数		
		実数	対一般世帯数比	実数	県内町順位	実数	対一般世帯数比	県内町順位	実数	対一般世帯数比	県内町順位
全国	128,057,352	51,950,504	2.46		29,206,899	56.34		16,784,507	32.38		
静岡県	3,765,007	1,399,140	2.69		788,276	56.42		373,881	26.76		
東伊豆町	14,064	5,988	2.35	12	2,875	48.07	12	2,093	34.99	1	
河津町	7,998	3,029	2.64	7	1,649	54.49	4	760	25.12	7	
南伊豆町	9,516	3,710	2.56	9	1,919	51.85	10	1,042	28.15	4	
松崎町	7,653	3,018	2.54	10	1,569	52.02	9	794	26.33	5	
西伊豆町	9,469	4,030	2.35	11	2,152	53.47	6	1,177	29.24	2	
函南町	38,571	13,993	2.76	4	8,673	62.07	1	3,058	21.88	11	
清水町	32,302	12,180	2.65	6	7,423	61.00	2	3,086	25.36	6	
長泉町	40,763	15,512	2.63	8	8,999	58.10	3	4,465	28.83	3	
小山町	20,629	6,564	3.14	2	3,479	53.42	7	1,529	23.48	10	
吉田町	29,815	10,253	2.91	3	5,450	53.18	8	2,528	24.67	8	
川根本町	8,074	2,986	2.70	5	1,459	48.88	11	712	23.85	9	
森町	19,435	6,126	3.17	1	3,295	53.83	5	1,065	17.40	12	

	世帯数		65歳以上の世帯員がいる核家族世帯数			高齢夫婦世帯数			高齢単身世帯数		
	実数	対一般世帯数比	実数	対一般世帯数比	県内町順位	実数	対一般世帯数比	県内町順位	実数	対一般世帯数比	県内町順位
全国	51,950,504	10,011,350	19.31			5,250,952	10.13		4,790,768	9.24	
静岡県	1,399,140	282,516	20.22			138,565	9.92		106,279	7.61	
東伊豆町	5,988	1,446	24.18	6		786	13.14	6	946	15.82	3
河津町	3,029	815	26.93	5		438	14.47	5	391	12.92	6
南伊豆町	3,710	1,037	28.02	4		555	15.00	4	602	16.27	2
松崎町	3,018	872	28.91	3		509	16.88	3	468	15.52	4
西伊豆町	4,030	1,303	32.37	2		761	18.91	2	661	16.42	1
函南町	13,993	3,155	22.58	8		1,699	12.16	7	1,110	7.94	7
清水町	12,180	2,330	19.15	10		1,130	9.29	9	790	6.49	10
長泉町	15,512	2,527	16.31	12		1,338	8.64	11	858	5.54	11
小山町	6,564	1,271	19.52	9		570	8.75	10	502	7.71	8
吉田町	10,253	1,677	16.36	11		706	6.89	12	427	4.17	12
川根本町	2,986	1,014	33.97	1		571	19.13	1	410	13.74	5
森町	6,126	1,447	23.64	7		701	11.45	8	451	7.37	9

資料：統計でみる市区町村のすがた2014(総務省統計局)

土地利用

○「総面積」は133.91km²であり、県内町部では12町中3番目となっています。

○「可住地面積」については、総面積に対する比率で28.89%となっており、全国・静岡県平均を下回り、県内町部では12町中6番目となっています。

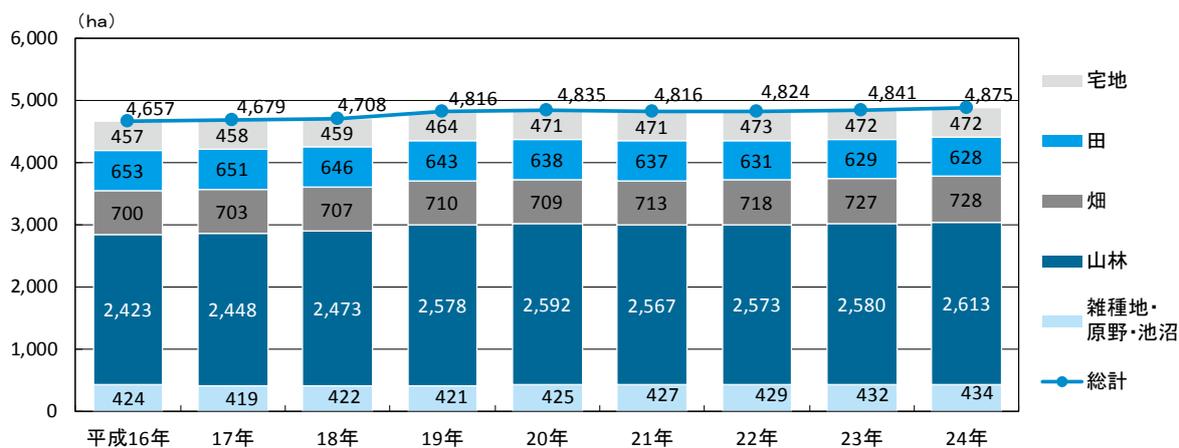
○「耕地面積」については、総面積に対する比率で8.97%となっており、全国平均を下回り、静岡県平均とほぼ同程度となっています。県内町部では12町中5番目となっています。

図表14

	総面積		可住地面積			耕地面積		
	実数	県内町順位	実数	対総面積比	県内町順位	実数	対総面積比	県内町順位
全国	372,923.56		122,156.43	32.76		45,493	12.20	
静岡県	7,780.60		2,753.50	35.39		697	8.96	
東伊豆町	77.83	8	20.34	26.13	7	3	3.85	8
河津町	100.79	6	17.27	17.13	9	4	3.97	7
南伊豆町	110.59	4	25.24	22.82	8	4	3.62	9
松崎町	85.24	7	12.89	15.12	10	3	3.52	10
西伊豆町	105.52	5	12.63	11.97	11	2	1.90	11
函南町	65.13	9	29.22	44.86	4	7	10.75	4
清水町	8.84	12	7.95	89.93	2	1	11.31	3
長泉町	26.51	10	15.76	59.45	3	3	11.32	2
小山町	136.13	2	44.47	32.67	5	6	4.41	6
吉田町	20.84	11	20.54	98.56	1	4	19.19	1
川根本町	496.72	1	47.80	9.62	12	7	1.41	12
森町	133.91	3	38.67	28.89	6	12	8.97	5

資料：統計でみる市区町村のすがた2014(総務省統計局)

図表15 地目別土地利用面積

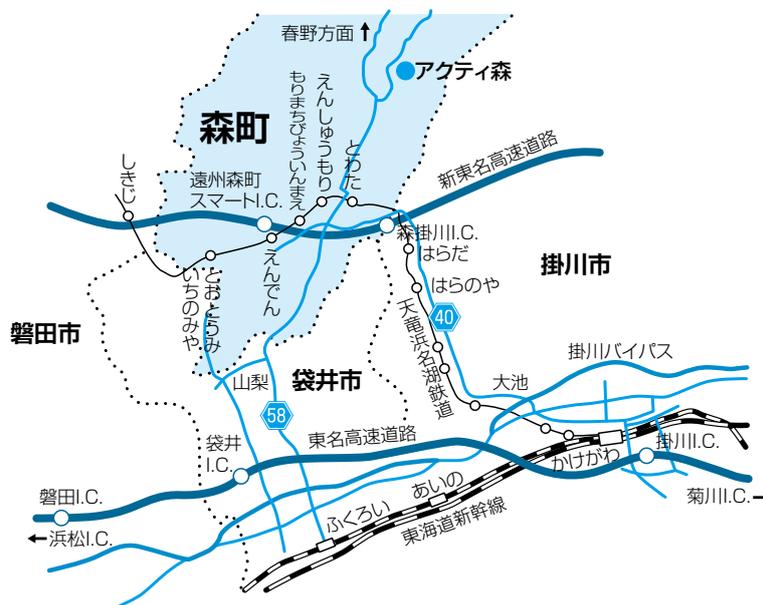


資料：森町の統資料計平成24年度版

交通条件等

- 広域幹線道路としては、町域の南部を東西方向に新東名高速道路が通り、町内に森掛川インターチェンジ及び遠州森町スマートインターチェンジが設置されています。
- 鉄道については、天竜浜名湖鉄道の遠州森駅、戸綿駅をはじめ、町内に5つの駅が設置され、遠州森駅からJR掛川駅まで約25分で結ばれています。

図表16 広域交通条件



産業

- 「事業所数」をみると、「第2次産業事業所数」の構成比が34.12%となっており、全国・静岡県平均とも大きく上回っています。県内町部の中では、吉田町に続いて2番目となっています。「従業者数」においても同様の傾向であり、県内町部の中では第1位となっています。(55.27%)
- 「第3次産業事業所数」や「第3次産業従業者数」は、全国・静岡県平均とも下回り、県内町部では12町中11番目、12番目になっています。
- 「製造品出荷額等」は106,355百万円となっており、県内町部では4番目となっています。「従業員1人当たりの製造品出荷額等」26百万円も同様に県内町部では4番目となっていますが、全国・静岡県平均は下回っています。
- 「完全失業者数」は労働力人口に対する比率は4.91%で、全国・静岡県平均とも下回っていますが、県内町部では12町中9番目となっています。

図表17

	人口総数	事業所数			第2次産業事業所数			第3次産業事業所数		
		実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総事業所数比	県内町順位	実数	対総事業所数比	県内町順位
全国	128,057,352	6,043,300	4.72		1,123,310	18.59		4,886,079	80.85	
静岡県	3,765,007	194,589	5.17		44,086	22.66		149,739	76.95	
東伊豆町	14,064	989	7.03	6	167	16.89	10	815	82.41	3
河津町	7,998	673	8.41	3	120	17.83	9	546	81.13	4
南伊豆町	9,516	805	8.46	2	124	15.40	11	675	83.85	2
松崎町	7,653	697	9.11	1	94	13.49	12	597	85.65	1
西伊豆町	9,469	793	8.37	4	156	19.67	8	629	79.32	5
函南町	38,571	1,503	3.90	12	384	25.55	5	1,114	74.12	8
清水町	32,302	1,661	5.14	7	378	22.76	6	1,280	77.06	6
長泉町	40,763	1,609	3.95	11	413	25.67	4	1,190	73.96	9
小山町	20,629	885	4.29	10	200	22.60	7	678	76.61	7
吉田町	29,815	1,379	4.63	9	482	34.95	1	894	64.83	12
川根本町	8,074	624	7.73	5	166	26.60	3	450	72.12	10
森町	19,435	938	4.83	8	320	34.12	2	611	65.14	11

	人口総数	従業者数	第2次産業従業者数			第3次産業従業者数		
			実数	対総従業者数比	県内町順位	実数	対総従業者数比	県内町順位
全国	128,057,352	62,860,514	14,178,570	22.56		48,294,282	76.83	
静岡県	3,765,007	1,933,029	611,674	31.64		1,312,268	67.89	
東伊豆町	14,064	7,174	890	12.41	12	6,190	86.28	1
河津町	7,998	3,589	563	15.69	10	2,960	82.47	3
南伊豆町	9,516	3,943	628	15.93	9	3,246	82.32	4
松崎町	7,653	3,253	422	12.97	11	2,791	85.80	2
西伊豆町	9,469	4,693	1,053	22.44	8	3,541	75.45	5
函南町	38,571	12,552	3,084	24.57	7	9,442	75.22	6
清水町	32,302	17,243	5,091	29.53	5	12,126	70.32	8
長泉町	40,763	22,882	8,648	37.79	4	14,162	61.89	9
小山町	20,629	11,708	3,263	27.87	6	8,323	71.09	7
吉田町	29,815	17,142	9,151	53.38	2	7,974	46.52	11
川根本町	8,074	4,339	1,825	42.06	3	2,434	56.10	10
森町	19,435	9,183	5,075	55.27	1	4,036	43.95	12

	製造品出荷額等		製造業従業者数	1人当たり製造品出荷額等		商業年間商品販売額		商業事業所数	商業従業者数	1人当たり年間商品販売額	
	実数(百万円)	県内町順位		実数(百万円)	県内町順位	実数(百万円)				実数(百万円)	県内町順位
全国	284,968,754		7,472,111	38.14		548,237,119	1,472,658	11,105,669	49.37		
静岡県	14,949,739		396,465	37.71		11,054,615	47,394	317,092	34.86		
東伊豆町	662	11	64	10.34	10	15,271	239	988	15.46	7	
河津町	1,592	9	154	10.34	11	11,108	165	785	14.15	8	
南伊豆町	1,375	10	108	12.73	8	7,233	175	561	12.89	11	
松崎町	632	12	91	6.95	12	8,680	166	656	13.23	9	
西伊豆町	7,275	8	508	14.32	7	10,614	222	814	13.04	10	
函南町	18,930	6	1,153	16.42	6	55,834	290	2,577	21.67	4	
清水町	85,117	5	3,347	25.43	5	175,431	476	4,327	40.54	1	
長泉町	321,020	1	5,066	63.37	1	95,910	348	2,673	35.88	2	
小山町	140,115	3	2,406	58.24	2	18,260	196	951	19.20	5	
吉田町	216,052	2	7,984	27.06	3	59,919	305	2,304	26.01	3	
川根本町	8,355	7	796	10.50	9	5,968	201	694	8.60	12	
森町	106,355	4	4,066	26.16	4	21,427	252	1,217	17.61	6	

	人口総数	労働力人口			就業者数			完全失業者数		
		実数	対生産年齢人口比	県内町順位	実数	対労働力人口比	県内町順位	実数	対労働力人口比	県内町順位
全国	128,057,352	63,699,101	78.61		59,611,311	93.58		4,087,790	6.42	
静岡県	3,765,007	2,014,268	86.08		1,897,194	94.19		117,074	5.81	
東伊豆町	14,064	7,442	94.94	5	6,961	93.54	10	481	6.46	3
河津町	7,998	4,136	95.28	4	3,927	94.95	5	209	5.05	8
南伊豆町	9,516	4,624	93.38	6	4,320	93.64	9	294	6.36	4
松崎町	7,653	3,797	95.62	2	3,578	94.23	7	219	5.77	6
西伊豆町	9,469	4,535	95.51	3	4,280	94.38	6	255	5.62	7
函南町	38,571	19,961	83.42	11	18,554	92.95	12	1,407	7.05	1
清水町	32,302	17,227	84.26	10	16,072	93.30	11	1,155	6.70	2
長泉町	40,763	21,659	82.62	12	20,323	93.83	8	1,336	6.17	5
小山町	20,629	11,621	88.24	9	11,073	95.28	3	548	4.72	10
吉田町	29,815	16,855	89.75	8	16,095	95.49	2	760	4.51	11
川根本町	8,074	4,171	105.09	1	4,051	97.12	1	120	2.88	12
森町	19,435	10,765	92.70	7	10,236	95.09	4	529	4.91	9

資料：統計でみる市区町村のすがた2014(総務省統計局)

図表17の続き

	人口総数	自市区町村で 従業している就業者数			他市区町村への通勤者数			従業地による 就業者数	他市区町村からの通勤者数		
		実数	対就業者数比	県内町順位	実数	対就業者数比	県内町順位		実数	対就業者数比	県内町順位
全国	128,057,352	32,627,827	54.73		24,031,379	40.31		59,611,311	24,031,379	40.31	
静岡県	3,765,007	1,220,809	64.35		634,575	33.45		1,898,107	635,488	33.48	
東伊豆町	14,064	5,332	76.60	3	1,608	23.10	10	6,695	1,342	20.04	11
河津町	7,998	2,630	66.97	6	1,287	32.77	7	3,409	769	22.56	8
南伊豆町	9,516	3,088	71.32	4	1,169	27.00	9	3,986	825	20.70	9
松崎町	7,653	2,414	67.47	5	1,148	32.08	8	3,042	612	20.12	10
西伊豆町	9,469	3,329	77.78	2	929	21.71	11	4,347	996	22.91	7
函南町	38,571	6,813	36.72	11	11,558	62.29	1	11,942	4,946	41.42	6
清水町	32,302	5,892	36.66	12	9,866	61.39	2	15,955	9,749	61.10	1
長泉町	40,763	8,050	39.61	10	12,106	59.57	3	19,841	11,624	58.59	2
小山町	20,629	6,396	57.76	7	4,642	41.92	6	11,712	5,281	45.09	5
吉田町	29,815	8,599	53.43	8	7,171	44.55	5	18,245	9,321	51.09	3
川根本町	8,074	3,244	80.08	1	791	19.53	12	3,734	474	12.69	12
森町	19,435	4,931	48.17	9	5,184	50.64	4	9,989	4,937	49.42	4

資料：統計でみる市区町村のすがた2014(総務省統計局)

福祉

- 「保育所入所待機児童数」は2014年の統計では0人となっており、県内町部でもおおむね「0人」という状況がみられますが、法改正による入所条件の緩和により、今後は待機児童が発生することが考えられます。
- 「国民健康保険被保険者数」の総人口に対する比率は27.30%で、全国・静岡県平均を下回っており、県内町部では12町中9番目となっています。
- 「一般病院数」や「医師数」の総人口に対する比率は、どちらも全国平均を下回っており、県内町部では12町中7番目、8番目となっています。

図表18

	保育所数			保育所入所待機 児童数		保育所入所児童数			国民健康保険被保険者数		
	実数	対総人口比	県内町順位	実数	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位
全国	21,751	1.70		24,825		2,084,136	1.63		35,197,348	27.49	
静岡県	494	1.31		514		51,944	1.38		1,056,713	28.07	
東伊豆町	1	0.71	12	9	1	90	0.64	11	5,822	41.40	1
河津町	1	1.25	8	1	2	49	0.61	12	3,117	38.97	4
南伊豆町	3	3.15	1	0	4	185	1.94	1	3,718	39.07	3
松崎町	1	1.31	6	0	4	77	1.01	9	3,017	39.42	2
西伊豆町	2	2.11	3	0	4	89	0.94	10	3,639	38.43	5
函南町	5	1.30	7	1	2	612	1.59	4	12,320	31.94	6
清水町	4	1.24	9	0	4	455	1.41	5	9,286	28.75	8
長泉町	4	0.98	11	0	4	572	1.40	6	9,405	23.07	12
小山町	4	1.94	4	0	4	358	1.74	3	4,815	23.34	11
吉田町	4	1.34	5	0	4	547	1.83	2	7,495	25.14	10
川根本町	2	2.48	2	0	4	85	1.05	8	2,426	30.05	7
森町	2	1.03	10	0	4	233	1.20	7	5,305	27.30	9

	一般病院数			一般診療所数			医師数		
	実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位
全国	7,528	0.59		99,547	7.77		295,049	23.04	
静岡県	154	0.41		2,693	7.15		7,165	19.03	
東伊豆町	2	1.42	1	9	6.40	3	15	10.67	6
河津町	0	0.00	10	7	8.75	1	11	13.75	4
南伊豆町	1	1.05	3	6	6.31	4	17	17.86	3
松崎町	0	0.00	10	5	6.53	2	5	6.53	10
西伊豆町	1	1.06	2	5	5.28	10	9	9.50	9
函南町	3	0.78	5	23	5.96	7	51	13.22	5
清水町	2	0.62	6	20	6.19	6	84	26.00	2
長泉町	2	0.49	8	24	5.89	8	226	55.44	1
小山町	2	0.97	4	8	3.88	12	21	10.18	7
吉田町	1	0.34	9	17	5.70	9	16	5.37	11
川根本町	0	0.00	10	5	6.19	5	3	3.72	12
森町	1	0.51	7	9	4.63	11	19	9.78	8

資料：統計でみる市区町村のすがた2014(総務省統計局)

生活環境

○居住世帯のある住宅のうち「持ち家」の占める割合と「1住宅当たり延床面積」(133.14㎡)については、県内町部では1番目で、一方「貸家」については7番目となっています。

○「ごみ総排出量」の総人口に対する比率については、全国・静岡県平均ともに下回り、県内町部では12町中一番低い値となっています。

○「ごみのリサイクル率」は26.3%で、静岡県平均を上回っています。県内町部では12町中4番目となっています。

図表19

	居住世帯あり住宅数	持ち家数			借家数			1住宅当たり延べ面積	
		実数	対住宅数比	県内町順位	実数	対住宅数比	県内町順位	実数	県内町順位
全国	
静岡県	
東伊豆町	6,340	4,500	70.98	2	1,830	28.86	6	98.16	4
河津町	
南伊豆町	
松崎町	
西伊豆町	
函南町	13,150	8,720	66.31	4	4,340	33.00	3	95.32	6
清水町	11,510	6,650	57.78	6	4,520	39.27	2	96.55	5
長泉町	13,420	7,590	56.56	7	5,800	43.22	1	86.63	7
小山町	6,890	4,860	70.54	3	2,000	29.03	5	114.77	2
吉田町	9,830	6,470	65.82	5	3,050	31.03	4	111.13	3
川根本町	
森町	5,740	5,240	91.29	1	510	8.89	7	133.14	1

	非水酸化人口		ごみ総排出量		ごみのリサイクル率		建物火災出火件数		
	対総人口比	県内町順位	対総人口比	県内町順位		県内町順位	実数	対総人口比	県内町順位
全国	10,113,942	7.90	45,359,048	35.42			26,795	2.09	
静岡県	138,224	3.67	1,341,568	35.63	21.6		688	1.83	
東伊豆町	125	0.89	8,880	63.14	1	10.4	2	1.42	7
河津町	216	2.70	4,231	52.90	3	11.3	11	2.50	2
南伊豆町	208	2.19	3,862	40.58	5	11.8	10	2.10	5
松崎町	554	7.24	3,239	42.32	4	13.7	9	1.31	8
西伊豆町	577	6.09	5,149	54.38	2	15.8	8	2.11	4
函南町	630	1.63	15,036	38.98	6	21.9	6	1.04	11
清水町	137	0.42	8,926	27.63	10	26.5	3	3.71	1
長泉町	639	1.57	11,779	28.90	9	24.4	5	1.23	10
小山町	1,015	4.92	7,781	37.72	7	64.9	1	2.42	3
吉田町	715	2.40	10,130	33.98	8	17.5	7	1.68	6
川根本町	1,127	13.96	2,223	27.53	11	38.5	2	1.24	9
森町	1,482	7.63	3,971	20.43	12	26.3	4	1.03	12

資料：統計でみる市区町村のすがた2014(総務省統計局)

行財政

- 「財政力指数」は0.62であり、県内町部では12町中7番目にあり、「実質公債費比率」は10.6で、12町中4番目となっています。
- 歳入決算総額は7,751百万円で、総人口に対する比率で見ると、県内町部では7番目となっています。
- 歳入決算総額に占める「地方税」の構成比は33.12%、全国・静岡県平均を下回り、県内町部では7番目となっています。

図表20

	財政力指数		実質収支比率		実質公債費比率		歳入決算総額			歳出決算総額			地方税		
	実数	県内町部位	実数	県内町部位	実数	県内町部位	実数	対総人口比	県内町部位	実数	対総人口比	県内町部位	実数	対歳入総額比	県内町部位
全国		54,138,522	42.28		52,353,312	40.88		18,435,978	34.05	
静岡県		1,396,290	37.09		1,345,516	35.74		623,752	44.67	
東伊豆町	0.70	6	4.7	11	9.1	7	5,009	35.62	8	4,833	34.36	8	2,110	42.12	4
河津町	0.39	8	6.4	8	9.9	6	3,844	48.06	6	3,676	45.96	6	926	24.09	8
南伊豆町	0.31	12	10.8	2	10.5	5	5,719	60.10	2	5,358	56.31	2	1,024	17.91	12
松崎町	0.34	11	5.1	10	6.2	12	4,050	52.92	4	3,868	50.54	4	748	18.47	11
西伊豆町	0.38	9	8.8	4	13.1	3	5,317	56.15	3	4,979	52.58	3	1,089	20.48	10
函南町	0.78	5	5.6	9	8.9	8	11,900	30.85	11	11,460	29.71	11	4,985	41.89	5
清水町	0.95	4	7.0	6	6.5	11	9,532	29.51	12	9,037	27.98	12	5,198	54.53	3
長泉町	1.33	1	7.6	5	7.3	10	14,389	35.30	9	13,431	32.95	9	8,819	61.29	1
小山町	0.97	3	1.4	12	13.9	2	10,420	50.51	5	10,111	49.01	5	3,936	37.77	6
吉田町	0.99	2	6.7	7	15.4	1	9,322	31.27	10	8,864	29.73	10	5,652	60.63	2
川根本町	0.38	9	10.0	3	8.8	9	6,102	75.58	1	5,586	69.19	1	1,330	21.80	9
森町	0.62	7	18.7	1	10.6	4	7,751	39.88	7	6,796	34.97	7	2,567	33.12	7

資料：統計でみる市区町村のすがた2014（総務省統計局）



第3章

計画が目指すもの

1 将来像

「誰もが幸せを感じながら住み続けられるまち 森町」
－男性中心型慣行の変革と女性の活躍－

2 基本理念

住民一人ひとりの人権尊重・男女共同参画の意識を育むとともに、社会のあらゆる分野において、男女が共に参画できる環境が整備され、自立した個人としてその能力や個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

3 基本目標

- (1) 教育の場では
男女が互いに人権を尊重するための教育やこれらの学習機会の充実と意識改革を目指す。
- (2) 職業の場では
男女が共に働きやすく、その能力を十分に発揮できる労働環境づくりを目指す。
- (3) 家庭の場では
家族一人ひとりが互いを尊重し、家事、育児、介護等生活の中で、協力し合うことができる家庭を目指す。
- (4) 地域の間では
誰もが主体的に地域活動やボランティア活動等に参加し、地域の様々な課題の解決に協力して取り組むことにより、元気で活力のある地域づくりを目指す。

4 基本的施策

- (1) 教育の場において
 - ① 保育園・幼稚園・学校教育における指導の充実
 - ② 男女共同参画の意識を高める学習機会の充実
 - ③ 女性団体活動の支援およびリーダーの養成推進
 - ④ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発の推進
- (2) 職業の場において
 - ① 雇用の場での均等な機会・待遇確保に向けた取り組み
 - ② 男女が共にワーク・ライフ・バランスの実現を可能にする職場環境の整備
 - ③ 町内事業所における方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 家庭の場において
 - ① 男女が共に担う子育てに関する支援
 - ② 男女が共に担う介護等に関する支援
 - ③ 男女の性差に応じた健康の保持・増進に関する支援
- (4) 地域の間において
 - ① 様々な政策・方針決定の場に男女が共に関わることのできる地域づくりの推進
 - ② ボランティア活動への積極的な参加促進
 - ③ 地域防災での男女共同参画の推進

5 計画の体系図

将来像

基本目標

基本的施策

誰もが幸せを感じながら住み続けられるまち
森町

1 教育の場において

男女が互いに人権を尊重するための教育やこれらの学習機会の充実と意識改革を目指す。

- ① 保育園・幼稚園・学校教育における指導の充実
- ② 男女共同参画の意識を高める学習機会の充実
- ③ 女性団体活動の支援およびリーダーの養成推進
- ④ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発の推進

重点目標

重点目標の
推進を支える

2 職業の場において

男女が共に働きやすく、その能力を十分に発揮できる労働環境づくりを目指す。

- ① 雇用の場での均等な機会・待遇確保に向けた取り組み
- ② 男女が共にワーク・ライフ・バランスの実現を可能にする職場環境の整備
- ③ 町内事業所における方針決定過程への女性の参画促進

3 家庭の場において

家族一人ひとりが互いを尊重し、家事、育児、介護等生活の中で、協力し合うことができる家庭を目指す。

- ① 男女が共に担う子育てに関する支援
- ② 男女が共に担う介護等に関する支援
- ③ 男女の性差に応じた健康の保持・増進に関する支援

4 地域の場において

誰もが主体的に地域活動やボランティア活動等に参加し、地域の様々な課題の解決に協力して取り組むことにより、元気で活力のある地域づくりを目指す。

- ① 様々な政策・方針決定の場に男女が共に関わることができる地域づくりの推進
- ② ボランティア活動への積極的な参加促進
- ③ 地域防災での男女共同参画の推進

重点目標の
推進を支える

具体的施策

ア 多様な選択を可能にするキャリア教育の実施	エ 保育園・幼稚園における保育・教育の推進
イ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	オ 性と人権についての正しい理解の促進
ウ 人権教育の推進	カ 国際理解の醸成

ア 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	エ 図書館における男女共同参画に関する図書の実践
イ 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	オ 町職員に対する研修会の推進
ウ 男女共同参画の視点に立った人権教育・学習の充実	カ 国際交流の充実及び国際感覚の向上

ア 女性団体の支援と女性の人材育成

ア 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	ウ 男女共同参画に関するセミナーへの参加促進
イ 男女共同参画に関する情報の収集と提供	

ア 働きやすい職場環境づくりに向けた意識啓発
イ 労働相談・就労相談、各種相談窓口等の情報提供
ウ 非正規雇用者に対する雇用の安定と保障のための情報提供
エ 働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知
オ 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供

ア 「ワーク・ライフ・バランス」についてのセミナーの開催、広報・啓発活動の推進	エ 農林業や自営業での就労と育児・介護の両立を支援
イ 町内事業所の経営者、管理職向けセミナーの開催	オ 男性の育児休業(暇)・介護休業(暇)の取得推進
ウ 保育サービスに関する取り組みの充実	

ア 事業所への女性登用の働きかけ
イ 行政における政策・方針決定過程への女性の参画推進

ア 男性に向けての家庭教育の充実	オ DV相談等の実施
イ 多様な保育サービスの充実	カ ひとり親家庭への支援
ウ 子育てにかかる経済的負担の軽減	キ 障がいのある子供をもつ家庭への支援
エ 子育てに関する相談・情報提供の充実	ク 児童虐待防止対策の充実

ア 在宅医療と介護の連携	エ 家族介護の支援
イ 公立森町病院との連携	オ 地域包括支援センターの充実
ウ 相談体制の強化	

ア 男女の性差に応じた健康づくりや生活習慣病予防の推進	エ 性差に応じた健康講座・スポーツ・レクリエーション活動等の充実と促進
イ 母子保健の充実	
ウ 介護予防事業の充実	

ア 地域リーダーへの男女共同参画の啓発	イ 各種審議会・委員会等の委員への女性の参画
---------------------	------------------------

ア ボランティアの養成とボランティア団体の育成支援	イ 高齢者の社会参加の促進
---------------------------	---------------

ア 防災知識の普及	ウ 男女共同参画の視点に立った防災訓練の実施
イ 自主防災組織への男女共同参画の推進	エ 避難所運営マニュアルの見直し

第4章 計画の内容

1 教育の場において

基本目標

男女が互いに人権を尊重するための教育やこれらの学習機会の充実と意識改革を目指す。

男女が性別にかかわらずお互いを認め合い、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、自分らしく生きる男女共同参画社会を作るためには、男女平等や人権尊重の意識を形成することが必要です。また、これらの意識を形成するためには、教育や学習が最も重要です。

2015年度（平成27年度）に実施した「第9次森町総合計画策定にかかるアンケート調査」（以下「住民アンケート」）において、「男女の地位の平等感」は、「学校教育の場」で多くの人々が平等であると感じていますが、全般的に「平等」を感じる割合は低く、「男性優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と感じる割合が高くなっていることが分かります（グラフ1）。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような固定的にとらえた性別役割分担意識も依然として強く、女性より男性の方が、若い世代より高齢世代の方がその傾向が強くなっていることが伺えます（グラフ3）。

このような状況を改善するために、男女共同参画の視点に立った教育、学習機会の積極的な充実を図ります。



① 保育園・幼稚園・学校教育における指導の充実

男女平等、人権の尊重については、早い時期の教育環境等が重要であることから、保育園・幼稚園・学校において、性別にかかわらず個性と能力を伸ばす保育や教育を行います。

具体的施策	内容	担当課等
ア 多様な選択を可能にするキャリア教育の実施	社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を実施します。	学校教育課
イ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女共同参画に関する学習の実施等、学校教育活動全般において、子供の発達段階に則した教育や学習を推進します。また、学級会や児童会、生徒会といった校内組織における男女平等への配慮に努めます。	
ウ 人権教育の推進	規範意識や道徳的実践力を育み、自己肯定感や連帯感をもつ子供の育成に努めます。 「森町いじめ防止等対策推進条例」を基に、各校においていじめ防止の具体的対策を講じ、偏見やいじめ、体罰のない明るい学校生活が送れるよう人権教育を充実させます。	
エ 保育園・幼稚園における保育・教育の推進	不必要に男女を区別することがないように教育・保育を行います。	学校教育課 保健福祉課
オ 性と人権についての正しい理解の促進	各中学校区ごとへのスクールカウンセラーの配置により、性に関する悩みについても子供が相談しやすい環境を整備します。 発達に応じた性と人権の指導を進めます。	学校教育課
カ 国際理解の醸成	ALT（外国語指導助手）の活用や国際交流の機会を通して、国際化に対応する教育を推進します。	

② 男女共同参画の意識を高める学習機会の充実

幼児期から人権と個性を尊重する心を育むため、男女共同参画の視点に立った生涯学習・家庭教育の充実に努めます。

具体的施策	内容	担当課等
ア 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	生涯にわたり、男女がその個性に応じて能力を高め、多様な生き方を選択していくための学習機会の提供を図り、生涯学習の充実に努めます。	社会教育課
イ 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	家庭教育学級において男女共同参画についての学習会を行い、家庭教育の支援に努めます。	
ウ 男女共同参画の視点に立った人権教育・学習の充実	男女共同参画をテーマに入れた講演会や研修会の充実に努めます。	
エ 図書館における男女共同参画に関する図書等の充実	男女共同参画に関する町民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書を整備し活用を図ります。	社会教育課 (図書館)
	男女共同参画に関する図書の展示の仕方等を工夫し、より多くの方に利用してもらうように努めます。	
オ 町職員に対する研修会の推進	男女共同参画についての正しい理解を深めるため、研修会の推進に努めます。	総務課 社会教育課
カ 国際交流の充実及び国際感覚の向上	男女共同参画に関連した、国際的な動向や取り組み、性差別を含むあらゆる差別表現の解消のための情報収集及び提供に努めます。	社会教育課

③ 女性団体活動の支援およびリーダーの養成推進

女性団体の活動が、男女共同参画社会の形成に寄与するよう男女共同参画についての情報提供や研修会への参加を働きかけます。また、女性団体等のリーダー養成に努めます。

具体的施策	内容	担当課等
ア 女性団体の支援と女性の人材育成	女性団体・グループ等の活動を支援し、リーダーの養成に努め、女性の社会参画の促進を図ります。	保健福祉課 産業課 社会教育課

④ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発の推進

性の違いによる偏見や差別などが未だに顕在しているため、男女平等意識の啓発活動や関連情報の提供を行い、固定観念の解消と意識改革と理解の促進を図ります。

具体的施策	内容	担当課等
ア 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行等の解消を図るため、意識啓発を行います。	社会教育課
イ 男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関連する情報を収集し、町の広報誌やホームページ等を通して広く町民に提供します。	
ウ 男女共同参画に関するセミナーへの参加促進	県や関連団体が実施する、男女共同参画に関する講座・セミナーへの参加を促進します。	

数値目標

項目・内容	現在値	目標値	
		中間 (H32)	最終 (H37)
中学校における「男女共同参画社会」という用語の認知度 (町内の中学生が「男女共同参画社会」という言葉を知っている割合)	0%	50%	70%
「男女の地位の平等感」について、「学校教育の場」で「平等」の回答 (住民アンケートにおける男女の平等感で「学校教育の場で平等」と回答した人の割合)	49.1%	60%	70%
男女共同参画に関する講座・セミナー等の開催回数 (町が開催する男女共同参画関連講座の数)	0回	3回	5回
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識にとらわれない人「反対・どちらかといえば反対」の割合 (住民アンケートにおいて、固定的な役割分担意識が反対と答えた人の割合)	55.5%	70%	90%

項目・内容	現在値	目標値	
		中間 (H32)	最終 (H37)
「男女共同参画社会基本法」という用語の認知度 (住民アンケートにおいて「男女共同参画基本法」を聞いたことがあると答えた人の割合)	35.7%	50%	60%

参考資料

「第9次森町総合計画策定にかかるアンケート調査結果」

森町男女共同参画計画策定に向けて、第9次総合計画策定にかかる住民アンケート内に合わせて、森町民の男女共同参画に関する意識調査を行いました。

■調査対象 森町に在住の15歳以上の方 2,000人(無作為抽出)

■調査方法 郵送による配布・回収

■調査期間 2015年(平成27年)11月2日に配布し、11月30日を返信期限として回収

■回収状況 有効回収数 974票 有効回収率 48.7%

■調査項目

- 1 住んでいる地域や生活について
- 2 平等の社会づくりについて(男女共同参画に関する調査)
- 3 まちづくりに対する評価や期待について
- 4 今後の町政の進め方について
- 5 まちの将来イメージについて

■調査結果の見方

○比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、百分率の合計が100.0%にならないことがあります。

○基数となる実数はNとして掲載し、各グラフの比率はNを母数とした割合を示しています。

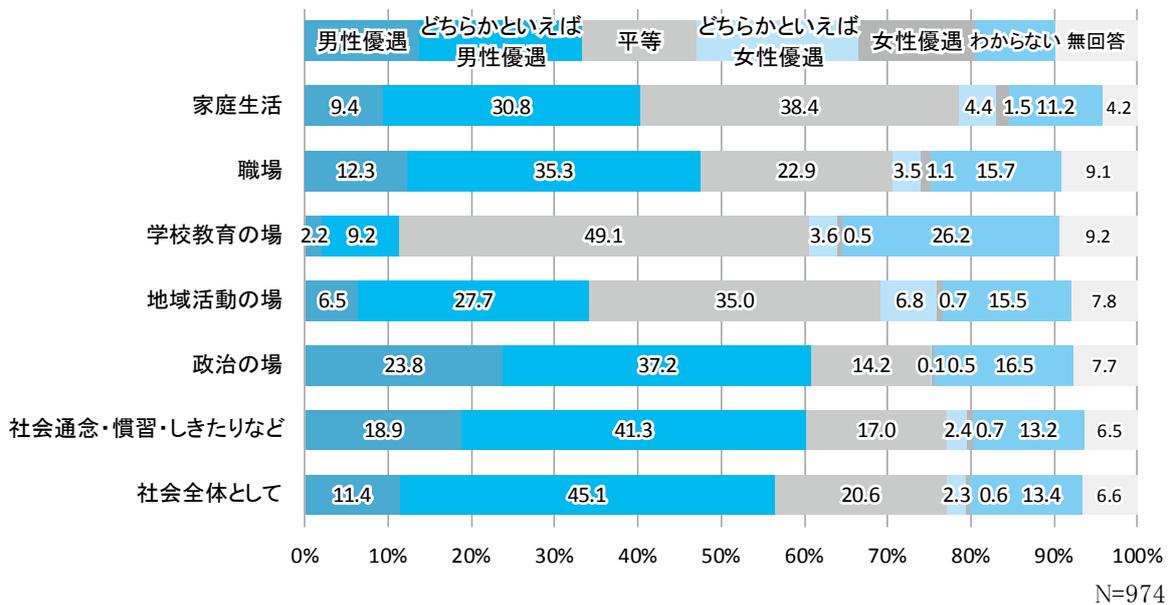
○一部のグラフについて、クロス集計をする上で「無回答」を省略しているものがあります。

○1人の回答者が複数回答する設問では「複数回答」と表示しています。この場合、その比率の合計は100.0%を上回ることがあります。

グラフ1

男女の地位の平等感について <単一回答>

- 『学校教育の場』では「平等」と思う人が最も多く、他は全般的に「男性優遇」「どちらかといえば男性優遇」と思っている人が多くなっています。

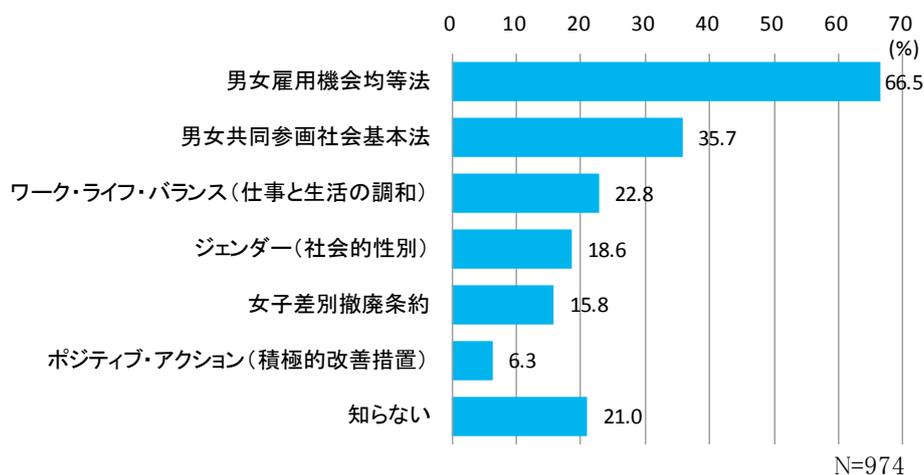


グラフ2

男女共同参画社会に関する言葉を聞いたことがあるか

<複数回答>

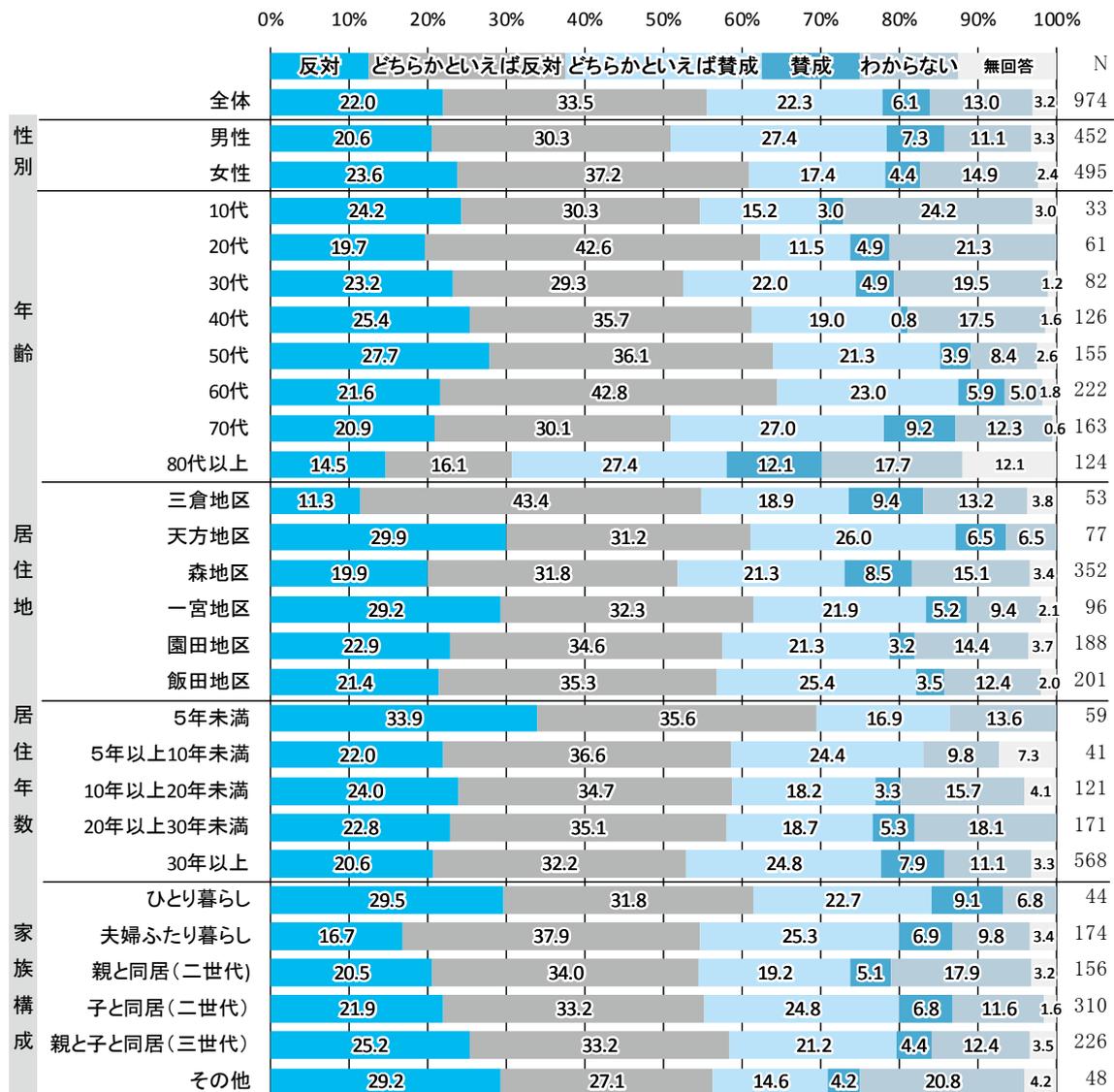
- 「男女雇用機会均等法」は66.5%となっていますが、そのほかは半数以下で、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」は22.8%、「ジェンダー（社会的性別）」18.6%となっています。



グラフ3

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に考えることについて <単一回答>

- 全体では、「反対」22.0%、「どちらかといえば反対」33.5%で、あわせて55.5%が、男女の役割を固定的に考えることについて反対と回答しています。一方、「賛成」6.1%、「どちらかといえば賛成」22.3%で、あわせて28.4%が賛成と回答しています。
- 年齢別にみると、10代から70代では反対の考えが50%を超えています。80代以上では「どちらかといえば賛成」が多く、反対より賛成の方が多くなっています。



2 職業の場において

基本目標

男女が共に働きやすく、その能力を十分に発揮できる労働環境づくりを目指す。

国は男女雇用機会均等法や育児、介護休業法等、男女平等を確保するための法を整備しました。2015年（平成27年）11月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）が制定され、この法に基づく「特定事業主行動計画」が全国の都道府県・市町村で策定されています。しかし現状では、昇進や昇格・賃金等様々な面で性別による格差が残っており、働く意思をもつ女性が能力を最大限に発揮することが難しい状況があります。住民アンケート結果でも、職場において「男性優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と感じている人が47.6%と多い結果となりました（グラフ1）。そのため、性別による格差を解消し、意欲のある女性にも均等な昇進・昇格、経営参画の機会が与えられることが必要です。

近年は、結婚や妊娠、出産などを機にいったん仕事を辞め、家事や育児に専念した後、ある程度の子育てを終えた時点で再就職する女性が多くみられます。森町でも国や県と同様にその傾向が表れています（図表10）。住民アンケートの「女性にとって職業との関わり合い方」の質問では、「子育ての時期は一時仕事を辞めて家庭に入り、子供の手が離れてから再び職業をもつ」の回答が全体として5割を超えており、20代、30代（出産・子育て期）では6割を超えています（グラフ5）。女性が、結婚・出産によって退職し、何らかの理由（子育て終了、家計補助等）で再就職するパターンが多いのが現状です。これらを踏まえ、子育て期を終えた女性が元の職場へ復帰しやすい雇用条件や、能力に応じた職業への再就職が可能な環境が求められています。一方、子育て中でも仕事を続けたい人が続けられるような対策も必要であり、女性が働きながら安心して妊娠、出産できるよう、職場において母性保護や母性健康管理が行われるよう周知する必要もあります。

また、男女共に働き方に対する考え方も変わってきています。就業形態もパートタイム労働、派遣労働、在宅ワーク等多様化しており、不安定な非正規雇用のケースが多く、特にその多くが女性です（図表11）。そのため、それぞれの就業形態に応じた雇用改善等、正確な情報提供が必要であると考えます。

さらには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取れた働き方を選択できるよう、男女平等の職場づくりを進めるとともに、女性が能力を発揮できる様々な条件を整備して、男女が共に働きやすい環境づくりに向けた施策を展開する必要があります。

① 雇用の場での均等な機会・待遇確保に向けた取り組み

労働環境の向上と雇用の場における平等の促進のため、事業所・団体等に対する啓発を行うとともに、就業希望の女性に対して、求人や職業能力開発事業等の情報提供等の支援に努めます。（女性活躍推進法に基づく推進計画関係）

具体的施策	内容	担当課等
ア 働きやすい職場環境づくりに向けた意識啓発	「女性活躍推進法」や「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」など、男女共同参画及び労働に関する啓発や情報提供を行い、「男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍」に対する理解・協力を求めていきます。	産業課 社会教育課
イ 労働相談・就労相談・各種相談窓口等の情報提供	労働相談・就労相談に関し、相談窓口の情報提供に努めます。	産業課
ウ 非正規雇用者に対する雇用の安定と保障のための情報提供	パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣社員、請負労働者、期間工、季節工、準社員、フリーター、嘱託等の適切な待遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。	
エ 働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知	「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「母子保健法」に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、妊婦や各事業所に対して広報・啓発を行います。	保健福祉課
オ 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	農業や自営業などの担い手として女性がより積極的に能力を発揮できるよう、関係機関と連携し、情報提供や学習機会の提供に努めます。	産業課

② 男女が共にワーク・ライフ・バランスの実現を可能にする職場環境の整備

職場において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が重視され、男女共に仕事と家庭生活や地域活動を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、事業所等に働きかけます。

また、農業や自営業でも性別にかかわらず能力を発揮できるよう、労働条件の改善を呼びかけ、産業の活性化、男女の対等なパートナーシップの確立を目指します。

（女性活躍推進法に基づく推進計画関係）

具体的施策	内容	担当課等
ア 「ワーク・ライフ・バランス」についてのセミナーの開催、広報・啓発活動の推進	「育児・介護休業法」、「ワーク・ライフ・バランス」への理解を深め、男女問わず、仕事や家庭での役割を円滑に担うことができるよう、意識啓発、情報提供に努めます。	産業課 商工会
イ 町内事業所の経営者、管理職向けセミナーの開催	男女共同参画や、「ワーク・ライフ・バランス」を進める上での経営上のメリットを伝えられるようなセミナー、研修会を実施します。	産業課 商工会
ウ 保育サービスに関する取り組みの充実	町民のニーズに合った保育サービスや放課後児童クラブの更なる充実を図り、利用者の視点に立った柔軟な取り組みに努めます。	保健福祉課
エ 農林業や自営業での就労と育児・介護の両立を支援	農業生産と育児や介護との両立を支援するため、「ワーク・ライフ・バランス」のとれた就労形態の改善や家族経営協定について啓発に努めます。	産業課
オ 男性の育児休業（暇）・介護休業（暇）の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、特に男性の育児休業（暇）・介護休業（暇）取得を推進するために、町職員が率先して取得できる環境づくりに努めます。また関連する相談・情報提供を行います。	総務課 各事業所等

③ 町内事業所における方針決定過程への女性の参画促進

女性が自らの意志による社会参画を実現するためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

町内事業所等で働くすべての男女が、共に支え合い、責任を分かち合い、個々の能力を発揮することで地域経済のより一層の活性化を図り、事業所や団体等において、方針決定過程への女性参画の取り組みが拡大するよう、周知・広報による啓発を進めます。

(女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

具体的施策	内容	担当課等
ア 事業所への女性登用の働きかけ	町内事業所、各種団体等へ、女性の登用促進のための広報や啓発、協力要請に努めます。	産業課 社会教育課
イ 行政における政策・方針決定過程への女性の参画推進	政策や方針決定を行う能力育成のための研修の充実を図ります。	総務課
	人材育成基本方針に男女共同参画の視点を取り入れ、庁内での男女共同参画の推進を図ります。	



数値目標

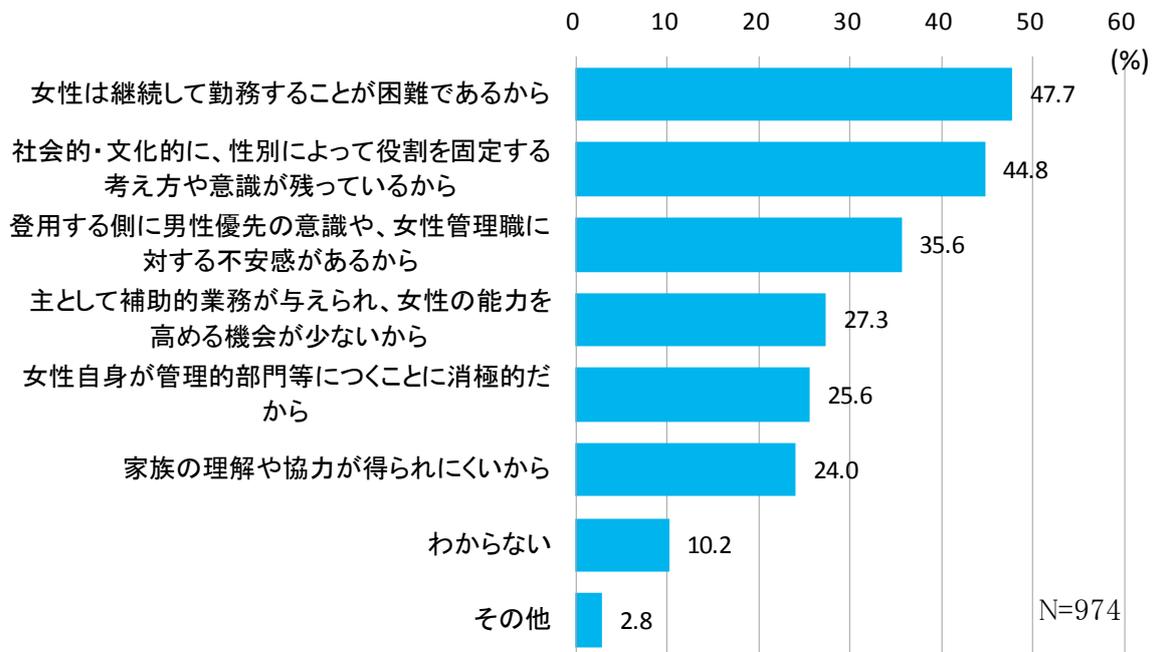
項目・内容	現在値	目 標 値	
		中間 (H32)	最終 (H37)
「男女の地位の平等感」について、「職場」で「平等」の回答 (住民アンケートにおける男女の平等感で「職場で平等」と回答した人の割合)	22.9%	30%	50%
「男女雇用機会均等法」という言葉の認知度 (住民アンケートにおいて「男女雇用機会均等法」を聞いたことがあると答えた人の割合)	66.5%	70%	80%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (住民アンケートにおいて「ワーク・ライフ・バランス」を聞いたことがあると答えた人の割合)	22.8%	30%	50%
「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数(県事業) (静岡県に男女共同参画社会づくりを推進する事業所・団体として登録している件数)	5件	10件	15件
町内事業所(経営者・管理職)向け研修、セミナーの開催数	0件	2件	5件

グラフ4

女性が意思決定を行う管理的部門や指導的地位へつくことが少ない理由

<複数回答>

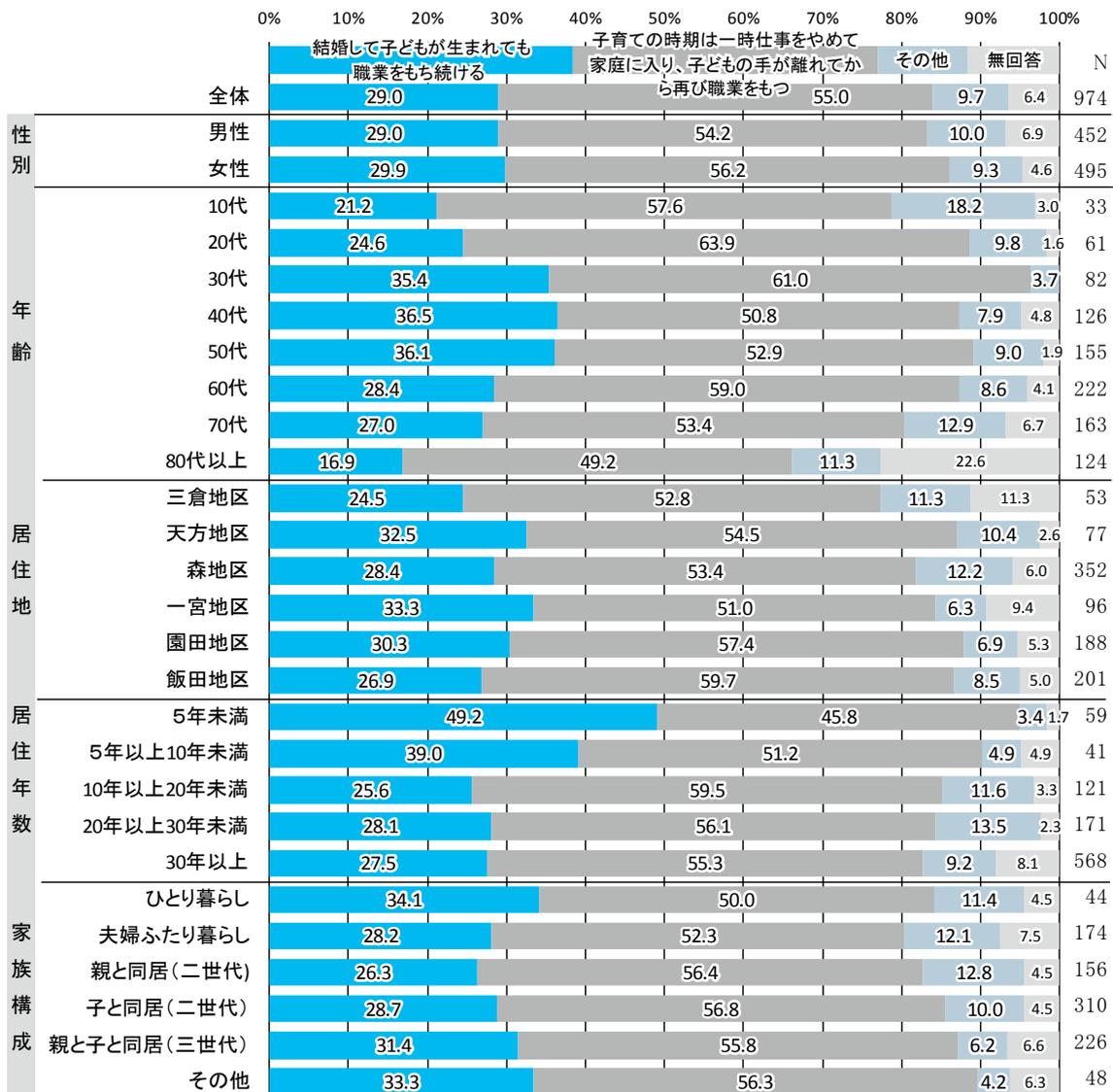
● 「女性は継続して勤務することが困難であるから」47.7%が最も多く、次いで、「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」44.8%、「登用する側に男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから」35.6%が多くなっています。



グラフ5

女性にとって職業との関わり合い方で最も望ましいこと <単一回答>

- 全体では、「子育ての時期は一時仕事をやめて家庭に入り、子供の手が離れてから再び職業をもつ」55.0%が最も多く、「結婚して子供が生まれても職業をもち続ける」が29.0%となっています。
- 性別にみても、男女による差はほとんどありません。
- 年齢別にみると、30代から50代では「結婚して子供が生まれても職業をもち続ける」が36%程度と全体に比べて多くなっています。



3 家庭の場において

基本目標

家族一人ひとりが互いを尊重し、家事、育児、介護等生活の中で、協力し合うことができる家庭を目指す。

男女が手を取り合って家庭生活を築くことは、男女共同参画社会形成のために根本的な要素の一つであると考えます。固定的な性別役割分担意識では、家事・育児・介護など家庭の責任を担うのは、女性の役割とされてきました。一人ひとりが心身共に健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、男女が家庭生活の責任と喜びを分かち合い、協力し合うことができる環境づくりが必要です。

2017年度（平成27年度）に行った住民アンケートで、「仕事、家事、育児、介護」について、「男女共に職業をもち、家事・育児・介護は男女で分担するべき」と思っている人が全体として80.7%と高くなっています（グラフ6）。一方、日常的な家庭の仕事の分担について、「理想」では「夫婦共同」が多い反面、「現実」は家事全般に「主に妻」が多くなっており、理想と現実で大きな差が生じていることが分かります（グラフ7）。また、「男女共同参画社会を実現するために力を入れるべきこと」の質問には「子育てや介護に関するサービスなどを充実する」と考える人が最も多くなっています（グラフ9）。

これらのことから、子育てや介護支援サービスの充実を図るとともに、町民が家庭で実践していくことが必要と考えます。「子ども・子育て支援事業計画」及び「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、地域が一体となった子育てや介護支援体制の充実・強化に取り組み、安心して家庭生活を送ることができる環境づくりに努めます。

さらには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取れた働き方を選択できるよう、男女平等の職場づくりを進めるとともに、女性が能力を発揮できる様々な条件を整備して、男女が共に働きやすい環境づくりに向けた施策を展開する必要があります。

① 男女が共に担う子育てに関する支援

子育て関連施設の充実や利用促進を図ります。また主に男性の参加拡大に向けての子育て講座の充実、家庭の教育力向上により、多様化する子育てニーズに対応できる体制をつくり、様々な子育て支援の提供に努めます。

具体的施策	内容	担当課等
ア 男性に向けての家庭教育の充実	子育てに関する不安感を軽減し、子育ての喜びを感じられるよう、男女共同参画の視点に立った学習機会や情報の提供を充実します。	社会教育課
イ 多様な保育サービスの充実	乳幼児保育、延長保育、緊急一時保育等、保護者の就労形態や子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。	保健福祉課 学校教育課
ウ 子育てにかかる経済的負担の軽減	子育てにかかる費用が保護者の過度の負担とならないよう、各種手当の充実や負担の軽減に努めます。	
エ 子育てに関する相談・情報提供の充実	幼稚園、保育園、児童館等における相談事業を推進し、これらの施設がもつ知識や情報を家庭での子育てに活かせるよう相談機能の充実に努めます。	
オ DV相談等の実施	DVの早期発見、被害者支援を図るために、通報、相談、保護、自立支援の体制を整備します。	
カ ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費の助成や、子育てについての相談体制の充実、就業自立支援事業を行い、自立を促進します。	
キ 障がいのある子供をもつ家庭への支援	障がいのある子供が家庭や地域、学校で安心して生活できるよう関係機関やボランティア団体との連携を図りながら、社会的、精神的、経済的な支援を充実します。	
ク 児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止の啓発に努めるとともに、家庭、地域、幼稚園・保育園、民生児童委員等の関係機関と調整や情報交換を行い、子供の人権を守るシステムの確立を進めます。	

② 男女が共に担う介護等に関する支援

介護を必要とする時期に適切なサービスを受けて、安定した生活が送られるように情報提供を行い、それぞれのステージに応じたサービスの向上に努めます。また、男性の参加拡大に向けた取り組みを促進します。

具体的施策	内容	担当課等
ア 在宅医療と介護の連携	入院による治療から、退院後の在宅療養へ円滑な移行と、切れ目のない適正な医療・介護サービスの提供、地域での医療・介護の連携強化に努めます。	保健福祉課
イ 公立森町病院との連携	公立森町病院と連携し、健康学習や健康相談を実施します。また、保健、医療及び福祉関係機関で必要な情報の提供に努め、更なる連携を進めます。	
ウ 相談体制の強化	相談員を配置し、介護者の疑問、不満及び不安の解消に努めます。	
エ 家族介護の支援	介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、家族介護教室を充実し、特に男性の参加の拡大に努めます。また、家族介護慰労事業等の充実に努めます。	
オ 地域包括支援センターの充実	ひきこもり、認知症、虐待等、様々な問題への対応、包括的、継続的なケア体制の構築・強化に努めます。	



③ 男女の性差に応じた健康の保持・増進に関する支援

性別により異なる健康課題について理解し、ライフステージに応じた健康保持・増進のための支援やスポーツ等の活動に取り組める環境づくりを推進します。また、高齢者人口が増加する中で、介護を必要とする期間をできるだけ短くするために、健康づくりを促進します。

具体的施策	内容	担当課等
ア 男女の性差に応じた健康づくりや生活習慣病予防の推進	生活習慣を改善し、健康増進に取り組めるよう支援します。	保健福祉課
	定期的な健康診査の受診や各種がん検診の受診を促すとともに、特定健診の未受診者対策を実施し、受診率の向上に取り組めます。	
イ 母子保健の充実	妊娠・出産・乳幼児期の各時期における健康診査や保健指導の充実を図るとともに、相談・指導体制の確保を図り、母性の健康保持と子供が健やかに育つ環境の整備を進めます。	保健福祉課
ウ 介護予防事業の充実	介護予防に関する事業の実施、知識の普及・啓発や、地域の自主的な予防活動の推進・支援を行います。	保健福祉課 社会教育課
エ 性差に応じた健康講座・スポーツ・レクリエーション活動等の充実と促進	健康講座や、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し、性差に応じて健康づくりを支援します。	

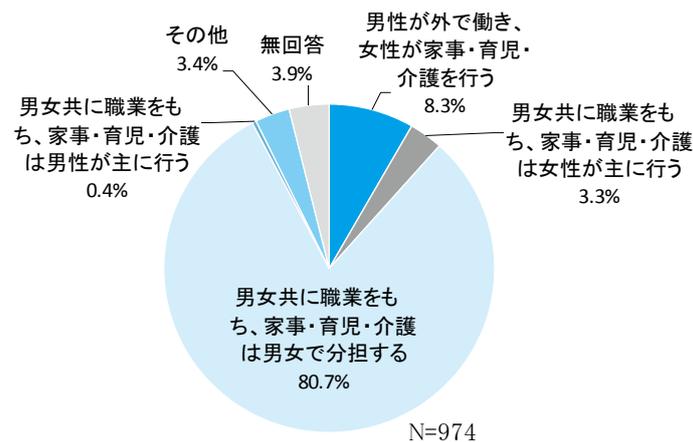
数値目標

項目・内容	現在値	目標値	
		中間 (H32)	最終 (H37)
「男女の地位の平等感」について、「家庭生活」で「平等」の回答 (住民アンケートにおける男女の平等感で「家庭生活上で平等」と回答した人の割合)	38.4%	50%	60%
肺がん検診受診率 (検診受診者数/検診対象者数(町集計)) 40歳以上	33.9%	40%	50%
大腸がん検診受診率 (検診受診者数/検診対象者数(町集計)) 40歳以上	25.6%	30%	50%
乳がん検診受診率 (検診受診者数/検診対象者数(町集計)) 40歳以上	17.7%	30%	50%
子宮がん検診受診率 (検診受診者数/検診対象者数(町集計)) 20歳以上	19.9%	30%	50%
男性育児休業(暇)取得者数 (町職員の男性育児休業取得者数)	1人	3人	5人
男性介護休業(暇)取得者数 (町職員の男性介護休暇取得者数)	0人	5人	10人

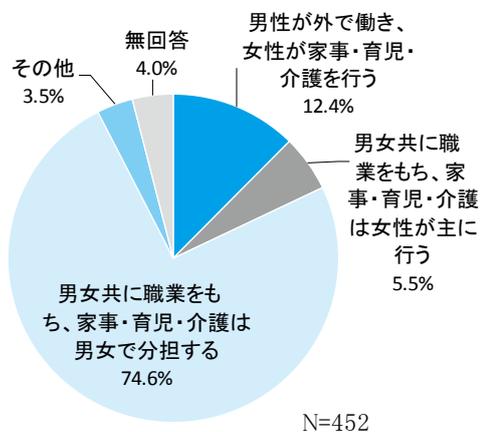
グラフ6

仕事、家事、育児、介護とどのように関わるべきと思うか<単一回答>

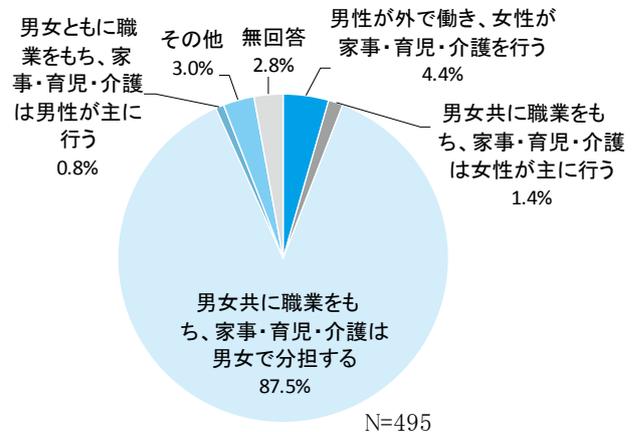
- 全体では、「男女共に職業をもち、家事・育児・介護は男女で分担する」が80.7%となっています。
- 性別にみると、男性は「男女共に職業をもち、家事・育児・介護は男女で分担する」が74.6%と女性に比べて少なく、「男性が外で働き、女性が家事・育児・介護を行う」12.4%、「男女共に職業をもち、家事・育児・介護は女性が主に行う」5.5%となっています。



(男性)



(女性)

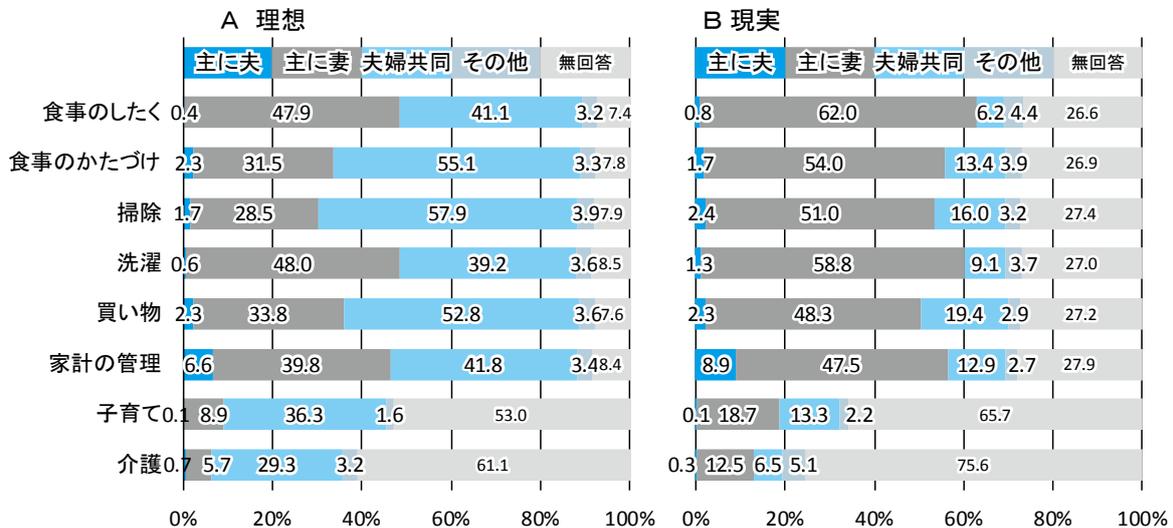


グラフ7

日常的な家庭の仕事の分担について

「A理想」は全員回答。「B現実」は配偶者のいる方のみ回答。

- 理想では、『食事のしたく』や『洗濯』は「主に妻」、そのほかの家事は「夫婦共同」が多くなっていますが、現実では、家事全般的に「主に妻」が多くなっています。

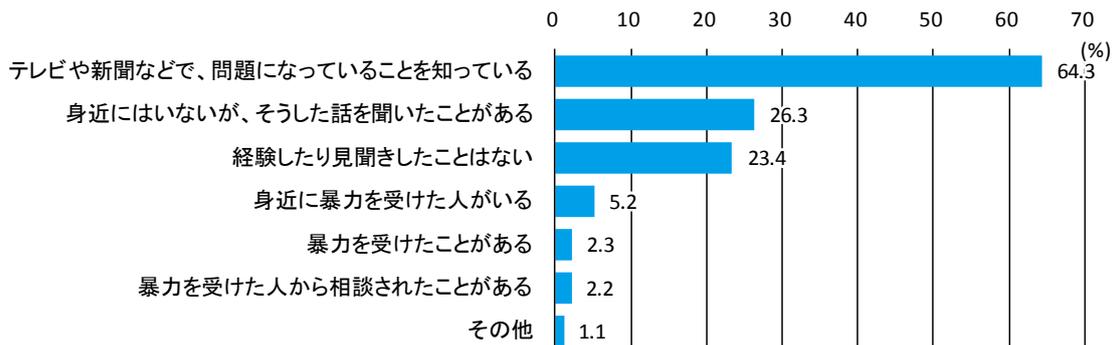


N=974

グラフ8

ドメスティックバイオレンスについて <複数回答>

- 「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」は64.3%となっています。
- 経験したり見聞きしたことがある人は少ないものの「身近に暴力を受けた人がある」5.2%、「暴力を受けたことがある」2.3%、「暴力を受けた人から相談されたことがある」2.2%となっています。

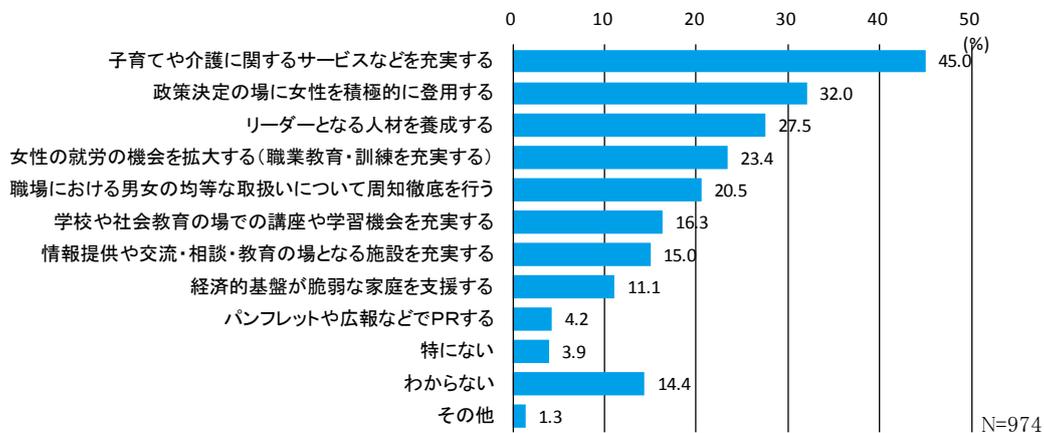


N=974

グラフ9

男女共同参画社会を実現するために、力を入れるべきこと <複数回答>

● 「子育てや介護に関するサービスなどを充実する」45.0%が最も多く、次いで、「政策決定の場に女性を積極的に登用する」32.0%、「リーダーとなる人材を養成する」27.5%が多くなっています。



	N	政策決定の場に女性を積極的に登用する	リーダーとなる人材を養成する	学校や社会教育の場での講座や学習機会を充実する	経済的基盤が脆弱な家庭を支援する	子育てや介護に関するサービスなどを充実する	女性の就労の機会を拡大する(職業教育・訓練を充実する)	職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行う	パンフレットや広報などでPRする	情報提供や交流・相談・教育の場となる施設を充実する
全体	974	32.0	27.5	16.3	11.1	45.0	23.4	20.5	4.2	15.0
男性	452	36.9	28.3	17.9	13.9	42.9	21.9	23.0	3.5	15.3
女性	495	28.7	27.1	15.6	8.5	47.5	25.7	18.6	5.1	14.5
10代	33	30.3	12.1	24.2	15.2	30.3	21.2	21.2	12.1	21.2
20代	61	27.9	21.3	8.2	26.2	54.1	29.5	18.0	1.6	6.6
30代	82	25.6	24.4	9.8	12.2	57.3	32.9	15.9	6.1	12.2
40代	126	28.6	26.2	12.7	9.5	46.8	23.8	17.5	2.4	8.7
50代	155	33.5	23.9	18.7	11.0	54.8	27.1	23.2	2.6	16.1
60代	222	38.3	29.3	19.8	11.7	51.8	25.7	26.6	4.5	19.4
70代	163	33.7	33.1	19.0	8.0	34.4	16.6	19.6	3.7	18.4
80代以上	124	27.4	32.3	14.5	7.3	25.8	15.3	15.3	5.6	12.1
三倉地区	53	26.4	22.6	18.9	9.4	32.1	17.0	18.9	7.5	11.3
天方地区	77	35.1	39.0	20.8	14.3	36.4	29.9	16.9	3.9	18.2
森地区	352	30.7	23.9	17.0	10.8	45.5	21.6	21.3	4.3	17.0
一宮地区	96	32.3	32.3	16.7	11.5	52.1	28.1	14.6	5.2	19.8
園田地区	188	30.9	26.1	14.9	11.2	42.0	21.8	22.9	4.3	13.3
飯田地区	201	36.3	30.8	14.4	10.9	51.2	25.9	22.4	3.0	10.4
5年未満	59	27.1	27.1	18.6	13.6	52.5	35.6	11.9	3.4	13.6
5年以上10年未満	41	22.0	26.8	17.1	4.9	48.8	34.1	19.5	2.4	19.5
10年以上20年未満	121	32.2	22.3	14.9	16.5	41.3	22.3	17.4	3.3	18.2
20年以上30年未満	171	28.1	24.6	12.9	14.0	53.2	27.5	19.3	4.1	12.9
30年以上	568	34.5	30.1	17.1	9.5	43.0	20.8	22.9	4.6	15.1
ひとり暮らし	44	34.1	40.9	9.1	13.6	47.7	15.9	15.9	4.5	22.7
夫婦ふたり暮らし	174	39.7	29.9	19.0	9.2	39.7	18.4	21.3	5.7	18.4
親と同居(二世帯)	156	34.6	20.5	18.6	13.5	39.7	25.6	19.9	5.1	13.5
子と同居(二世帯)	310	30.0	30.3	16.5	11.3	44.8	22.6	23.2	2.9	14.2
親と子と同居(三世帯)	226	27.4	26.1	15.5	11.1	55.8	26.1	18.6	4.4	12.8

4 地域の場において

基本目標

誰もが主体的に地域活動やボランティア活動等に参加し、地域の様々な課題の解決に協力して取り組むことにより、元気で活力のある地域づくりを目指す。

家庭と共に最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化の進行、生活に困難を抱える人の増加、人間関係の希薄化等が課題となりつつあります。

森町の人口は1995年の21,321人をピークに、2015年には18,528人となり、年々減少傾向にあります。人口構成を年齢3区分にみると、将来的には年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)が減少し、2060年には生産年齢人口と老年人口(65歳以上)の比率がほぼ同等との見込みとなっています(図表2)。また、出生、死亡数による自然動態では、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いており、転入、転出による社会動態でも、転出数が転入数を上回る「社会減」が続いています(図表3)。こうした少子高齢化・人口減少の進行は、地域の過疎化やコミュニティ機能の低下など、地域の維持に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある地域を構築するためには、男性も女性も地域社会の一員として様々な地域活動に参画していくことが必要です。そして、地域コミュニティを維持し、地域が自ら地域の課題を解決することができる力を向上させるよう、地域の組織やボランティア等多様な人材が参画できる環境を整備していくことが重要となります。2015年度(平成27年度)に実施した住民アンケートにおいて、「生活の中で、仕事、家庭生活、地域・個人の生活で優先するもの」の回答では、希望として「仕事と家庭生活と地域・個人の三つとも大切にしたい」が最も多くなっています。一方、現実として「仕事」が最も多く、「地域・個人の生活」を優先すると考える人は非常に少ないことがわかります(グラフ10)。

このような状況から、男女が共に支え合う活力ある地域づくりを目指すために、「地域」における男女共同参画の推進に取り組みます。

① 様々な政策・方針決定の場に男女が共に関わることができる地域づくりの推進

地域の政策や方針の決定過程に男女が共に参画できる機会を確保すると同時に、女性が能力を発揮できるための支援を行います。

具体的施策	内容	担当課等
ア 地域リーダーへの男女共同参画の啓発	地域活動の中心的存在となる住民へ、男女共同参画に関する啓発や講座・講演会の情報提供を行います。また、町内会長、PTA会長等、地域活動の意思決定過程へ、女性の参画を推進します。	総務課 保健福祉課 産業課 社会教育課
イ 各種審議会・委員会等の委員への女性の参画	政策や方針の決定過程に、より多くの女性の視点を取り入れるため、各種審議会や委員会等で女性が半数となるよう、女性の参画を促進します。	全庁

② ボランティア活動への積極的な参加促進

互いに支え合う地域社会の実現を目指し、ボランティア活動団体が行う地域活動等への積極的な参加を促進します。

具体的施策	内容	担当課等
ア ボランティアの養成とボランティア団体の育成支援	各種ボランティア養成講座を充実し、ボランティアの養成を図ります。また、ボランティア組織の育成と連携強化、福祉活動等への参加を図ります。	社会福祉協議会 保健福祉課 社会教育課
イ 高齢者の社会参加の促進	高齢者が年齢や性別にとらわれず、多様な人との交流を促進し、地域の中で役割をもつことで、生きがいをもって暮らせるよう、地域の活動へ参加することにより社会参加を促進します。	保健福祉課

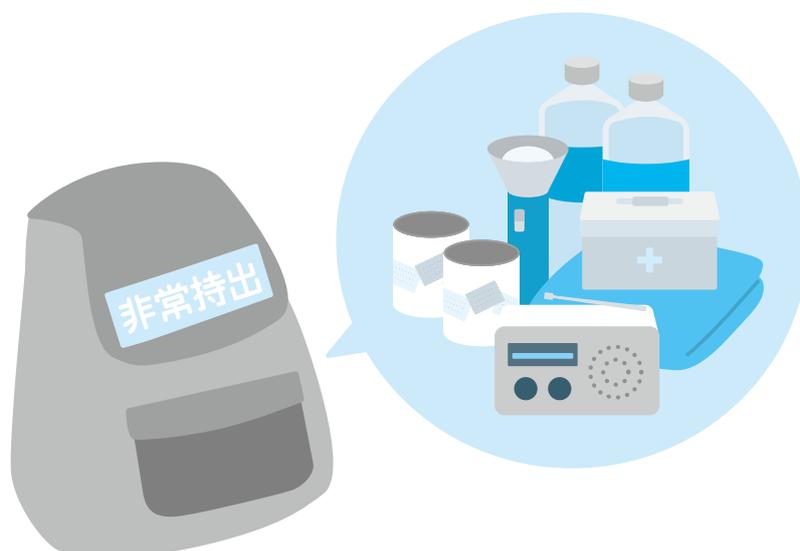
③ 地域防災での男女共同参画の推進

災害時には家事、育児、介護等の負担が女性に集中しやすく、避難生活において男女のニーズに違いがみられます。「森町地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立をめざします。

具体的施策	内容	担当課等
ア 防災知識の普及	災害や防災に関する町民の理解向上を図るほか、講演会や研修会を開催し、男女共同参画の観点から見た防災知識普及に努めます。	総務課
イ 自主防災組織への男女共同参画の推進	自主防災組織において、女性の参画促進に努め、定期的な研修会の開催や、自主防災組織のリーダーの養成、女性の参画促進の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材育成に努めます。	総務課
ウ 男女共同参画の視点に立った防災訓練の実施	防災訓練では、地域において配慮が必要な人を支援する体制の整備に努めます。また、被災時の男女のニーズの違いを把握し、男女双方の視点に立った対応ができるよう取り組みます。	総務課
エ 避難所運営マニュアルの見直し	男女共同参画の視点に立った避難所を運営するために現在の運営マニュアルの見直しに努めます。	総務課

数値目標

項目・内容	現在値	目標値	
		中間 (H32)	最終 (H37)
「男女の地位の平等感」について、「地域活動の場」で「平等」の回答 (住民アンケートにおける男女の平等感で「地域活動の場で平等」と回答した人の割合)	35.0%	50%	60%
「男女の地位の平等感」について、「社会全体として」で「平等」の回答 (住民アンケートにおける男女の平等感で「社会全体として平等」と回答した人の割合)	20.6%	40%	50%
審議会等委員に占める女性の割合 (内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査」での「審議会等委員」に女性が占める割合)	17.2%	40%	50%
町内会役員に占める女性の割合 (町内会長・副会長・会計・組長・社会教育推進員に占める女性の割合)	8.8%	15%	20%

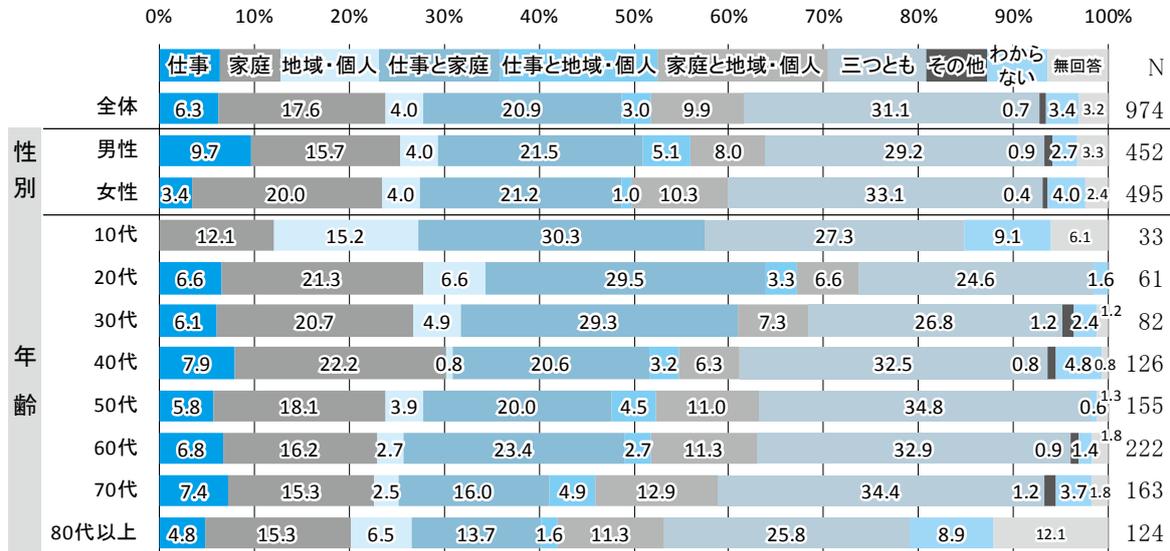


グラフ10

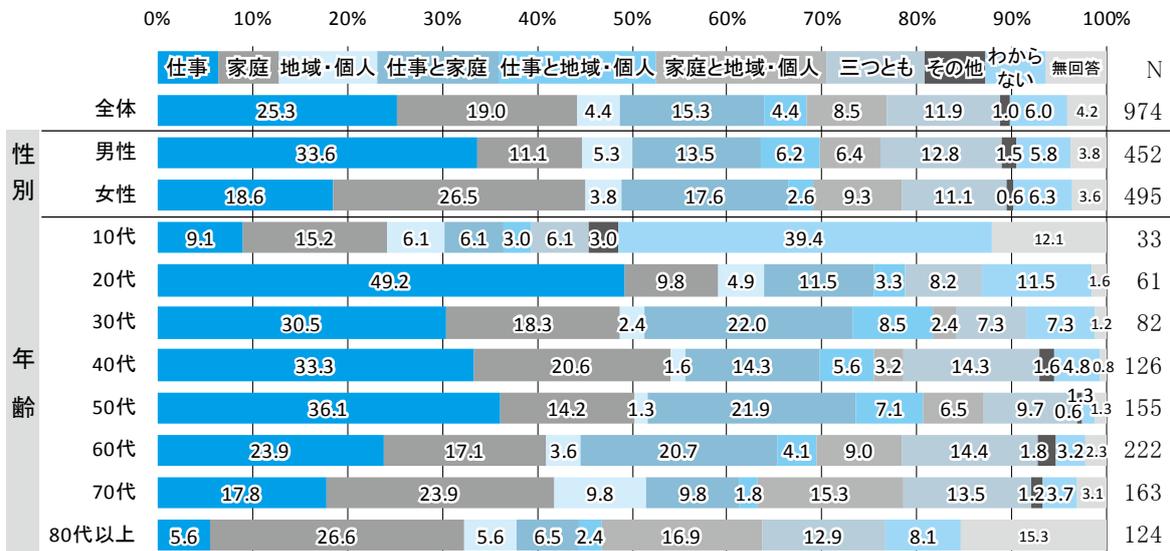
生活の中の優先度<単一回答>

- 希望としては「仕事と家庭生活と地域・個人の生活の三つとも大切にしたい」が最も多くなっていますが、現実としては「仕事」が最も多くなっています。
- 性別にみると、現実として、男性では「仕事」、女性では「家庭」が多くなっています。

(A 希望として)



(B 現実として)



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制の充実

男女共同参画社会の実現は、教育、職場、家庭、地域の分野からの取り組みが必要であるため、全庁内の連携を強化して施策の展開を図ります。また、すべての職員が男女共同参画の形成を目指すという共通認識をもち、その実現に向けて率先して行動できるよう、更に意識を改革し啓発や情報共有に積極的に取り組みます。

(2) 推進組織の設置

「森町男女共同参画計画推進委員会」を設置し、計画の実施状況の点検や評価を行うなど、男女共同参画の推進に関する事項について調整や管理を行います。

(3) 町民及び関係団体との連携

町民・諸団体・各事業所等の理解と協調のもと、積極的に連携を図っていきます。

(4) 国・県・関係機関等との連携

国や県と連携し、計画に掲げられた施策を推進します。また、近隣市町とも取り組みについて情報の収集や交換を行い、相互の連携・協力を図っていきます。

2 計画の進行管理

計画の実効性を高めるため、計画の進捗状況を把握すると同時に、必要に応じて実施計画の内容を検証し、修正・補完を行っていきます。



參考資料

I 用語解説

あ行

育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを認めている法律

NPO

Non-Profit Organizationの略で、一般的には民間非営利組織と訳される。社会的使命の追及を目的とし、自発的、継続的に活動する団体をいい、法人格の有無を問わない。

NPO法人は、住民が行う自由な社会貢献活動を促進するため、特定非営利活動促進法に基づき設立された法人で、正式には特定非営利活動法人という。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。

これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はない。

LGBT

性的少数者を限定的に指す言葉。 レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)の頭文字をとった総称であり他の性的少数者は含まない。

※ [LGBTs] は他の性的少数者を含む。

か行

家族経営協定

農家における家族員の平等な経営参画を保障するために、家族員相互間で、就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを行うこと。

固定的役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例

さ行

ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)

生まれつきの生物学的性別(セックス/SEX)ではなく、社会通念や慣習の中にある社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別をジェンダー

(社会的・文化的に形成された性別)と呼ぶ。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

1979年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、1981年9月に発効

2012年6月現在、条約の批准国は187カ国であり、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することになっている。

女性活躍推進法

正式には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」という。働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けられた。(※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務)

女性に対する暴力

女性に対する暴力とは、性別に基づく暴力行為であり、女性に対して身体的、性的、心理的な障害や苦しみをもたらす行為やそのよ

うな行為を行う脅迫などをいう。性犯罪も売買春、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメントなどを含み、女性の基本的人権を侵害するもので、行為の行われた場が公的生活であるか、私的生活であるかは問わない。

性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

1994年にカイロで開催された国際人口／開発会議において提唱された概念。性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、「人間の生殖システム、その機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子供の数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に選択でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、日本では人工妊娠中絶について刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反して中絶の自由を認めるものではない。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。

た行

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことをいう。（参画とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に関わること。）

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために、1999年6月23日に公布・施行された法律。5つの基本理念と、国、地方公共団体、国民の責務等について規定している。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者・パートナーからの身体的・精神的・性的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

は行

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施するもの。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

ま行

メディア・リテラシー

メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、選択し、主体的に読み解き、自己啓発する能力のこと。

ら行

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルのこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

国の政労使トップで合意された「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とし、こうした社会は、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」であるとしている。

II 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこの

ために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保

すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性

の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生

殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適切な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及

び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるもの

とし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の

時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、

35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留

保は、認められない。

- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

Ⅲ 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社

会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、

国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の

促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年

法律第7号)は、廃止する。
(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)
抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条

第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

IV 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

- 第1章 総則(第1条―第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画(第8条―第14条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第15条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・第17条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条―第25条)
- 第5章 雑則(第26条―第28条)
- 第6章 罰則(第29条―第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応でき

る豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性

の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- 八 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主

行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事

業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業

主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及

び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその

事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職

業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措

置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有

用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反し

た者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（以下略）

V 静岡県男女共同参画推進条例

平成13年7月24日
条例第46号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的
対策(第6条—第13条)

第3章 静岡県男女共同参画会議(第14条—
第16条)

附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根強く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(県の責務)

第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他

の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。

3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

（民間の団体の責務）

第5条 民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

(1) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）。

(2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

（基本的施策）

第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。

(2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。

(3) 県及び市町における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。

(4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。

(5) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。

(6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。

(7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。

(8) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。

(9) その他男女共同参画を推進するために必要な施策

（基本計画の策定）

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

第10条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、7月30日とする。

3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第11条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出

に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

(民間の団体の協力)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

(2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

VI 森町男女共同参画計画策定委員会名簿

平成29年2月14日現在

	氏名	区分	所属		備考
1	山田 勝恵	団体	人権擁護委員		委員長
2	山本 玲子	団体	民生(児童)委員		副委員長
3	堀尾 久子	学識経験者	社会教育委員		
4	高木 正治	団体	町内会長	(平成28年2月～3月)	
	天野 順啓			(平成28年4月～)	
5	浅井 貴久	団体	豊田合成(株)	(平成28年2月～8月)	
	石田真理子			(平成28年9月～)	
6	井口 浩輔	団体	遠州中央農協		
7	鈴木 郁子	団体	森町エコグループ		
8	鈴木 達也	団体	森町PTA会長	(平成28年2月～3月)	
	石田 宏之			(平成28年4月～)	
9	鈴木 真央	行政	総務課		
10	高木 祐太	行政	企画財政課		
11	花嶋 亘	行政	住民生活課		
12	山下 浩子	行政	保健福祉課		

(順不同、敬称略)

Ⅶ 「森町男女共同参画計画」の策定経過

年月日	会議名・内容等
平成27年7月	計画策定委員会設置要綱 告示
10月	アンケート調査項目の検討
11月	アンケート実施（第9次総合計画の住民アンケートに含める）
12月	業者によるアンケート結果集計
平成28年1月	アンケート結果に基づくデータや現状の公表
2月26日	第1回策定委員会 策定委員会委員の委嘱 委員長・副委員長の選出 住民アンケート結果、分析結果の報告 講義：「男女共同参画の現状と国・静岡県の基本計画」 講師：静岡県男女共同参画課職員
6月2日	第2回策定委員会 第1回委員会の議事内容確認 計画案（第1章～3章）検討
9月28日	第3回策定委員会 計画案検討（グループワーク） 講義：「男女共同参画の意義と計画策定のポイント」 講師：静岡県立大学国際関係学部教授 犬塚協太 氏
11月17日	第4回策定委員会 計画案策定、ダイジェスト版（案）検討
28日	パブリックコメントの実施
12月6日	計画案を森町議会全員協議会へ報告 計画案の修正
2月14日	第5回策定委員会 計画決定
3月	計画公表

Ⅷ 男女共同参画に関する国内外の動き

元号	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	森町の動き
昭和38 (1963)				○初の女性議員誕生 (S38.4～S50.4)
昭和50 (1975)	○「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ「世界行動計画」採択) ○1976年から1985年を「国際婦人の10年」と決定	○総理府に「婦人企画推進本部」設置 ○総理府婦人問題担当室設置		
昭和51 (1976)	○「国際婦人の10年」始まる ○ILO事務局に婦人労働問題担当室設置			
昭和52 (1977)		○「国内行動計画」策定 ○「国内行動計画前期重点目標」発表 ○国立婦人教育会館開館	○労働部労働福祉課に「婦人問題担当窓口」設置 ○「婦人問題懇話会」設置 ○プロジェクトチーム「婦人の地位向上部会」設置	
昭和54 (1979)	○国連「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55 (1980)	○『「国際婦人の10年」中間年世界会議』開催(コペンハーゲン)	○「女子差別撤廃条約」署名	○生活環境部に「婦人対策室」設置 ○「婦人行政推進庁内連絡会議」設置 ○「婦人行政推進市町村連絡会議」設置	
昭和56 (1981)		○「国内行動計画後期重点目標」発表		
昭和57 (1982)	○国連「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択			
昭和58 (1983)			○生活環境部に「婦人青少年課」設置	

元号	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	森町の動き
昭和60 (1985)	○『「国際婦人の10年」世界会議』開催 (ナイロビ) ○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○「男女雇用均等法」公布 ○「労働者派遣法」公布 ○「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61 (1986)		○「婦人問題企画推進本部」拡充 ○「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行	○「婦人のための静岡県計画」策定 ○「婦人問題推進会議」設置	
昭和62 (1987)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○生活環境部に「婦人課」設置 ○労働部に「就業婦人室」設置	
平成元 (1989)	○「児童の権利に関する条約」採択	○学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	○「婦人総合センター(仮称)基本計画」策定	
平成2 (1990)	○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択		○「婦人総合センター」(仮称)建設工事着工	
平成3 (1991)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ○「育児休業法」公布	○「婦人のための静岡県計画」(修正計画)策定	
平成4 (1992)		○「育児休業法」施行 ○初代婦人問題担当大臣就任		○町職員で初めての女性課長誕生(H4.4~H4.9)
平成5 (1993)	○「世界人権会議」開催(ウィーン) ○国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○「パートタイム労働法」公布・施行	○静岡県女性総合センターあざれあ開館 ○「女性行政推進会議」設置	

参考資料

元号	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	森町の動き
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議開催(ジャカルタ) ○「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む。)採択 ○ILO第175条約(パートタイム労働に関する)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○総理府に「男女共同参画室」設置 ○「男女共同参画審議会」設置 ○「男女共同参画推進本部」設置 ○「労働基準法の一部を改正する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人課を「女性政策課」、就業婦人室を「就業女性室」に改称 ○婦人問題推進会議を「女性問題推進会議」に改組 ○婦人行政推進庁内連絡会議を「女性行政推進庁内連絡会議」に名称変更 	
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回世界女性会議開催(北京) ○「北京宣言及び行動要領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ILO0156号条約(家族的責任条約)批准 ○「育児・介護休業法」成立 		<ul style="list-style-type: none"> ○女性議員1人誕生(H7.4～H17.3)
平成8 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> ○ILO総会「家内労働に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「労働者派遣法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女が共に創るしずおかプラン」策定 ○女性問題推進会議を「男女が共に創るしずおか推進懇話会」に改組 ○女性行政推進会議と女性行政推進庁内連絡会議を統合し「男女が共に創るしずおか行政推進会議」に改組 	
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正・公布 ○「特定非営利活動促進法(NPO法)」成立 ○「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女が共に創るしずおかプラン推進計画(アクションプログラム)」策定 ○「男女が共に創るしずおか議員連盟」発足 	

元号	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	森町の動き
平成10 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」を答申 ○「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」一部施行 		
平成11 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法施行 ○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性政策課を「生活・文化部女性政策室」、就業女性室を「就業支援総室就業支援室」に改編 ○「ふじのくに・男女共同参画の日」制定(7月30日) 	
平成12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言」「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム」策定 ○女性政策室を「男女共同参画室」に改称 	
平成13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ○「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ○「男女共同参画会議」設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「静岡県男女共同参画推進条例」公布・施行（7月24日） ○男女共同参画に関する苦情相談窓口を設置（7月31日） ○「静岡県男女共同参画会議」設置 	

参考資料

元号	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	森町の動き
平成14 (2002)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 ○改正育児・介護休業法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センターを静岡県女性相談センターに設置 	
平成15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ○女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議(第29回女子差別撤廃委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「少子化社会対策基本法」施行 ○「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「静岡県男女共同参画基本計画」“ハーモニックしずおか2010”策定 ○静岡県女性総合センターを「静岡県男女共同参画センター」に改称 ○「しずおか男女共同参画推進会議」設立(8月26日) 	
平成16 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○検証・評価制度の導入 ○「静岡県男女共同参画白書」の発行(以後、毎年発行) 	
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ○「北京+10」を開催(ニューヨーク)第4回世界女性会議の北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正育児・介護休業法」施行 ○次世代育成支援対策推進法」全面施行 ○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○しずおか女性チャレンジサイト開設 ○「しずおか次世代育成プラン」策定 	
平成18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ○東アジア男女共同参画担当大臣会合を東京で開催 ○「東京閣僚協働コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正男女雇用機会均等法」成立(平成19年4月から施行) ○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 		

元号	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	森町の動き
平成19 (2007)		○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”後期実践プラン」の策定 ○県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入 ○「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業開始	
平成20 (2008)		○「女性の参画加速プログラム」策定（4月8日） ○「地域における男女共同参画推進の今後のあり方」報告（10月7日） ○「児童福祉法等の一部を改正する法律」（11月26日可決成立、12月3日公布）		
平成21 (2009)	○日本の女子差別撤廃条約の実施状況に関する女子差別撤廃委員会の最終見解	○「児童福祉法等の一部を改正する法律」により次世代育成支援対策推進法の一部改正（4月1日施行）		
平成22 (2010)	○第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」世界閣僚級会合）をニューヨークで開催	○「育児・介護休業法」の一部改正（6月30日から施行） ○「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定（12月17日）	○「さくや姫プロジェクト」によるロールモデルの情報発信開始	

参考資料

元号	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	森町の動き
平成23 (2011)	○ユニフェム(国連女性開発基金)など4つの女性に関する国際機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(略称UNWomen)」が発足	○「政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」中間報告の取りまとめ	○「第2次静岡県男女共同参画基本計画」の策定 ○「さくや姫プロジェクト」Webサイトのリニューアル(さくやな人々を追加) ○「施策の展開方針」を策定(10月)	
平成24 (2012)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定(6月22日)	○男女共同参画ポータルサイト「あざれあナビ」運用開始(4月) ○「ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議」設置	
平成25 (2013)		○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(1月施行)	○「男女共同参画の視点からの防災手引書(本冊)・ダイジェスト版」発行(6月)	○女性議員1人誕生(H25.4～)

元号	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	森町の動き
平成27 (2015)		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(9月施行) ○「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月25日) 		<ul style="list-style-type: none"> ○町職員で2人目の女性課長誕生(H27.4~) ○森町男女共同参画計画策定委員会設置要綱告示 ○男女共同参画にかかわるアンケート実施
平成28 (2016)				<ul style="list-style-type: none"> ○森町男女共同参画計画策定委員会開催(2・6・9・11月)



森町男女共同参画計画

平成29年3月発行

森町教育委員会社会教育課
〒437-0215 静岡県周智郡森町森1485番地
TEL 0538-85-1112
FAX 0538-85-1116